

調 査 報 告 書

(公表版)

令和7（2025）年1月31日

学校法人鎮西学院 第三者委員会

学校法人鎮西学院 御中

第三者委員会

委員長 山下 忠佑

委員 福井 慎一郎

委員 南正覚 文枝

調査報告書（公表版）について

本調査報告書（公表版）は、第三者委員会が令和7（2025）年1月31日付けで提出した調査報告書について、対外公表を目的として、プライバシー保護などの観点から、個人名の仮名化及び個人の特定につながる可能性のある情報のマスキング、省略など、当委員会において、必要かつ合理的と認める非公表措置を施した上で作成したものである。

個人名については、別紙【一覧表】のとおりアルファベットで表記し、一部の記載内容については、○という記号で置き換えるなどしている。

なお、調査報告書末尾記載の添付資料は省略した。

目次

第1 調査の概要.....	1
1 当委員会設置の経緯	1
2 当委員会の構成	1
3 調査対象事実及び目的等	1
4 当委員会の開催日時及び内容等.....	2
5 調査方法	2
6 調査期間	3
7 調査の前提事項	3
第2 前提となる事実、経過等.....	3
1 鎮西学院の概要	4
2 監査報告書提出に至る事実経過等.....	5
第3 監査報告書の指摘事項に対する検討、評価等	8
1 「1 A氏の勤務状況及びA氏への給与等の支払について」について.....	8
(1) 監査報告書の指摘	8
(2) 鎮西学院の意見	8
(3) 事実認定等	9
(4) 法令規程等	11
(5) 検討	12
(6) 結論	15
(7) 鎮西学院の取組に対する評価及び提言	15
2 「2 A氏（学院長兼学長）の令和6年2月29日の臨時理事会における言動に関する訂正と補足」について	16
(1) 監査報告書の指摘	16
(2) 鎮西学院の意見	17
(3) 事実認定等	17
(4) 検討	20
(5) 結論	25
(6) 鎮西学院の取組に対する評価及び提言	26
3 「3 C事務局長による監査妨害等」について.....	27
(1) 監査報告書の指摘	27
(2) 鎮西学院の意見	27
(3) 事実認定等	28
(4) 法令規程等	41
(5) 検討	42
(6) 結論	52
(7) 鎮西学院の取組に対する評価及び提言	52
4 「4 理事会議事録に関する問題」について.....	54
(1) 監査報告書の指摘	54

(2) 鎮西学院の意見	55
(3) 事実認定等	56
(4) 法令規程等	58
(5) 検討	59
(6) 結論	63
(7) 鎮西学院の取組に対する評価及び提言	63
5 「6 校長選考過程の問題」について	64
(1) 監査報告書の指摘	64
(2) 鎮西学院の意見	64
(3) 事実認定等	64
(4) 法令規程等	68
(5) 検討	68
(6) 結論	72
(7) 鎮西学院の取組に対する評価及び提言	73
6 「7 学部長選挙における投票用紙へのナンバリング」について	74
(1) 監査報告書の指摘	74
(2) 鎮西学院の意見	74
(3) 事実認定等	75
(4) 法令規程等	80
(5) 検討	80
(6) 結論	84
(7) 鎮西学院の取組に対する評価及び提言	85
7 「8 法人事務局長の地位・権限等の問題」について	85
(1) 監査報告書の指摘	85
(2) 鎮西学院の意見	86
(3) 法令規程等	86
(4) 事実認定等	89
(5) 検討	91
(6) 結論	94
(7) 鎮西学院の取組に対する評価及び提言	94
8 「9 理事会の運営に関する問題等」について	95
(1) 監査報告書の指摘	95
(2) 鎮西学院の意見	96
(3) 事実認定等	96
(4) 法令規程等	98
(5) 検討	98
(6) 結論	101
(7) 鎮西学院の取組に対する評価及び提言	102
第4 監査報告書提出に至るまでの監査について	102
第5 最後に	107

第1 調査の概要

1 当委員会設置の経緯

学校法人鎮西学院（以下「鎮西学院」という。）は、F 監事及びE 監事から、令和6（2024）年5月20日付け監査報告書（以下「監査報告書」という。）の提出を受けた。

当委員会は、鎮西学院から監査報告書の各指摘事項について、事実の調査、内容に対する評価、鎮西学院の取組に対する評価、提言等の依頼を受けた。

2 当委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。当委員会の委員と鎮西学院との間に、利害関係は存しない。

また、当委員会は、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠するものである。

山下 忠佑 委員長 （弁護士）

福井 慎一郎 委員 （弁護士）

南正覚 文枝 委員 （弁護士）

3 調査の対象事実及び目的等

当委員会の調査対象等は、監査報告書の各指摘事項について事実を調査した上で、その内容について検討、評価するとともに、各指摘事項を受けた鎮西学院の各取組についても検討した上で、必要な場合には再発防止策等を提言することである。

よって、主たる調査対象は監査報告書の各指摘事項であり、監査報告書の提出以降に発生した事象については、監査報告書の検討、評価等に必要な範囲で、飽くまで参考事情として考慮するにとどめた。

なお、これに伴い本調査報告書においては、鎮西学院の理事、教職員等の肩書を、令和6（2024）年5月当時のもので呼称することとする。

4 当委員会の開催日時及び内容等

添付資料 1 のとおり。

当委員会においては、合計 17 回の協議等を行った。

5 調査方法

- (1) 鎮西学院より、理事会及び評議員会の議事録、寄附行為等の各種規程、E メール及び鎮西学院作成資料などの関係資料を収集した。
- (2) 鎮西学院本部において、鎮西学院大学の学部長選挙の投票用紙原本を含む関係資料を調査した。

同じく鎮西学院本部において、事務室金庫内に保管されていた各理事の印鑑や、D 課長の使用するパーソナルコンピュータ内のデータを調査するなどした。

- (3) 添付資料 1 のとおり、鎮西学院の B 理事長、A 学院長兼学長（以下「A 氏」という。）、C 事務局長を含む各理事並びに E 監事及び F 監事など計 13 人に対してヒアリング調査を行った。
- (4) E 監事に対するヒアリング調査の際、E 監事より、令和 6（2024）年 2 月 29 日の理事会における議事の一部を録音したデータ（以下「2 月 29 日理事会録音データ」という。）、同年 1 月 31 日実施の鎮西学院大学学部長選挙の投票用紙の表裏を撮影した画像データ（以下「投票用紙画像データ」という。）等の資料の提出を受けた。

この際、E 監事は、2 月 29 日理事会録音データ及び投票用紙画像データ（以下、併せて「両データ」という。）について、当委員会に提供する前提として、「両データは、いずれも自ら録音、撮影したものではなく、それぞれ情報提供者より提供を受けたものである。両データを鎮西学院の教職員等が確認した場合、情報提供者が判明する可能性がある。このため、鎮西学院の教職員等には両データ自体を提供等しないことを誓約願いたい。」旨の申し出を受けた。

当委員会は、当委員会において両データを確認することは正確な事実認定

に基づいた適切な判断という本件調査の目的に鑑みて必要不可欠であると判断し、E 監事に対し、両データ自体を調査報告書の添付資料としないこと、両データ自体を鎮西学院及び鎮西学院の教職員等に提供しないことを約した上で、E 監事より両データの提供を受けた。

- (5) 鎮西学院から、監査報告書に対する鎮西学院の意見及び取組を明らかにするものとして、令和6（2024）年11月8日付け「監査報告書の指摘事項等に対する意見書及び対応状況について」（添付資料2 以下「鎮西学院意見書」という。）及び同日付け「監査報告書における指摘事項への対応状況」（添付資料3 以下「鎮西学院対応状況」という。）の提出を受けた。

6 調査期間

令和6（2024）年10月1日から令和7（2025）年1月31日

7 調査の前提事項

本調査については、与えられた条件のもとで十分な内容の調査を行うことができたと考えるが、鎮西学院から受領した資料等を前提とするとともに、限られた期間内で行った検討に基づく意見であり、事実認定及び法的検討を含め十分とはいえないものが含まれている可能性も否定し得ない。

また、本来であれば調査対象者とは別の者が資料収集の窓口を担うことが望ましいが、本調査においては、鎮西学院における各種資料の有無及び所在等を把握している代替可能な人員が存在せず、C 事務局長及びD 課長を調査対象者とするとともに、鎮西学院側の資料収集の窓口とせざるを得なかった。

以上から、より詳細かつ精緻な調査ないし検討を行った場合には、本調査報告書と異なる結論に至る場合もあり得ることにつき留意されたい。

第2 前提となる事実、経過等

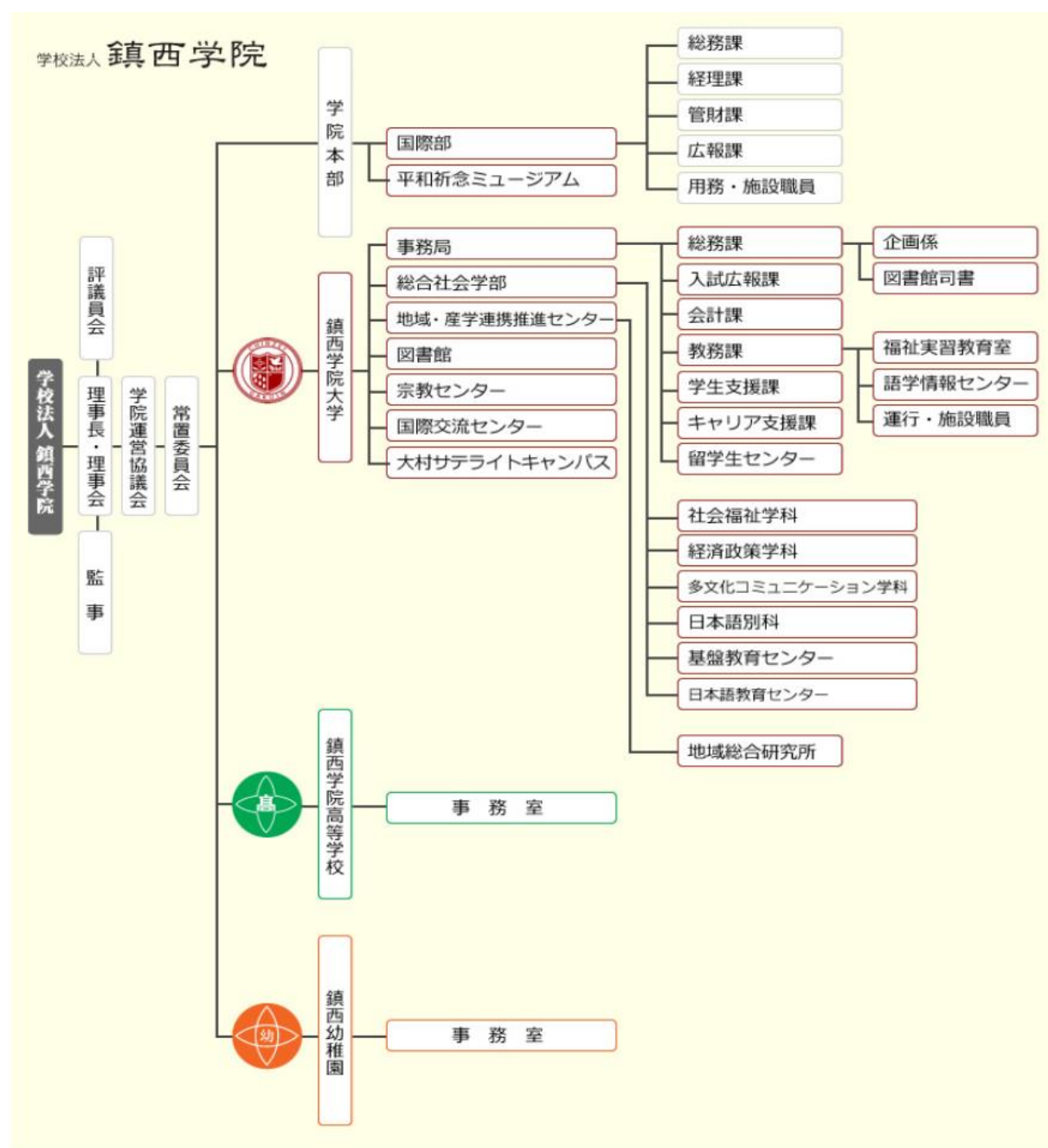
1 鎮西学院の概要

明治14（1881）年に創設された加伯利英和学校を前身とし、鎮西学院

大学、鎮西学院高等学校（以下「鎮西学院高校」という。）及び認定こども園鎮西学院幼稚園を設置する学校法人である。

学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する理事会のほか、理事長からの諮問を受ける評議員会及び学校法人の業務、財産の状況を監査する監事などが設置されている。

鎮西学院の組織図は、以下のとおりである。



2 監査報告書提出に至る事実経過等

- (1) 平成28（2016）年4月1日、A氏は、鎮西学院の教育顧問に就任した。

その後、平成30（2018）年4月1日、A氏は、鎮西学院の学院長に就任した。A氏の学院長選任に当たっては、理事会において、A氏が鎮西学

院にとって初めての非常勤の学院長となること、このために学院長を補佐する副院長を選任することなどを前提として選任が承認された（同年３月１日理事会議事録）。

- (2) 同年４月１日、Ｃ事務局長が鎮西学院の法人事務局長に就任し、鎮西学院大学事務局長と兼任となった。

同年１２月１８日の理事会及び評議員会において、鎮西学院学院長選考規程、鎮西学院高等学校校長選考規程（以下「校長選考規程」という。）、鎮西学院幼稚園園長選考規程と共に鎮西学院事務局長選考規程（以下「事務局長選考規程」という。）が承認された。

事務局長選考規程には、事務局長の任期の定めはない。

上記各選考規程の審議に当たって、Ｃ事務局長から、各選考規程は学校法人の管理運営の透明性確保のため常置委員会及び学院運営協議会において検討、作成されたものである旨の説明がなされた（同日評議員会議事録）。

- (3) 平成３１（２０１９）年４月１日、鎮西学院と弁護士であるＥ氏との間で、法律顧問契約が締結された。
- (4) 令和３（２０２１）年４月１日、Ａ氏が、鎮西学院大学の学長に就任し、学院長と兼任となった。
- (5) 同年６月２０日、弁護士であるＥ氏及び税理士であるＦ氏が、鎮西学院の監事に就任した（以下、それぞれ「Ｅ監事」、「Ｆ監事」という。）。
- (6) 同年１２月１７日の理事会及び評議員会において、Ａ氏の学院長及び学長の再任が承認、同意された。
- (7) 令和４（２０２２）年２月１日、Ｂ氏が鎮西学院理事長に就任した。
- (8) 同年５月２６日の理事会において、Ｉ氏を鎮西学院の最高顧問とすることが承認された。
- (9) 同年９月１日、Ｄ氏が課長に就任した。
- (10) 令和５（２０２３）年１２月１５日の理事会において、鎮西学院高校校長

の選任が審議された。

その結果、校長候補者選考委員会が選考したG氏(鎮西学院大学特任教授)の校長選任が否決された。

- (11) 同月22日付けで鎮西学院は、顧問弁護士でもあるE監事に対し、同月31日をもって法律顧問契約を解約する旨を通知した。
- (12) 令和6(2024)年1月31日、鎮西学院大学現代社会学部学部長選挙(以下「学部長選挙」という。)が行われた(投票期間は同日26日から30日)。
- (13) 同年2月29日の理事会が開催された。

ア 鎮西学院高校の校長として、H氏の再任が承認された。

イ E監事より同日付け「意見書(校長選考過程に基づくもの)」(添付資料5)及び「意見書(学部長選挙に関するもの)」(添付資料6)が理事会に提出され、これら意見書について説明がされた。

これを受けて、A氏からE監事に対して各種の言動がなされた(詳細は後述のとおり。)

- (14) 同年3月28日の理事会及び評議員会が開催された。

ア 理事会の冒頭に、I最高顧問から発言があった(詳細は後述のとおり。)

イ C事務局長から、学部長選挙の投票用紙のナンバリングについて説明が行われた。

- (15) 同年5月20日、監事監査が行われ、E監事及びF監事からC事務局長に対し、A氏の学長としての勤務実態と給与支払などについて質疑がされるなどした。

その後、同日付けで、E監事及びF監事より監査報告書が提出された。

- (16) 同年5月24日の理事会が開催された。

ア E監事及びF監事から、監査報告書に基づき監査報告がなされた。

イ I最高顧問を理事に選任する議案が審議され、否決された。

ウ A氏の理事解任の議案が審議され、否決された。

エ C事務局長の懲戒処分を求める議案が審議され、賛成が過半数を超えたことにより、懲戒委員会において審議されることとなった。

オ D課長の懲戒処分を求める議案が審議され、否決された。

第3 監査報告書の指摘事項に対する検討、評価等

以下、監査報告書の各指摘事項(指摘事項1から9。ただし、5は監査報告書において欠番。)について、それぞれ検討、評価等を行う。

なお、鎮西学院意見書(添付資料2)は、執行部を、理事長、学院長及び事務局長と定義していることから、本調査報告書もこれと同様とする。

1 「1 A学長の勤務状況及びA学長への給与等の支払について」について

(1) 監査報告書の指摘

監査報告書は、①A氏の鎮西学院大学の勤務日数が少ないなどの勤務状況及び②定年である65歳を超えているという年齢の点から、A氏の勤務状況は就業規則に反しており、A氏に対する学長としての給与の全額支払は、法的根拠に基づかない不適切な支出ではないかとの疑念を払拭できないなどと指摘する。

(2) 鎮西学院の意見

ア これに対する鎮西学院の意見は、以下のとおりである(添付資料2)。

(ア) A氏との雇用契約は、平成30(2018)年に学院長に就任して以来のものであり、当初は役員報酬として支払っていたものを令和3(2021)年度から学長兼任となった時点で、金額は同水準のまま、給与として支払うことにしたものである。

(イ) 学長選任時の手続は、選考規程にのっとり行った上で、理事会で決議されたものである。A氏は、学長就任時で既に65歳を超えていたが、教授会、学長候補者選考委員会、理事会及び評議員会でも問題とされな

かった。

- (ウ) 勤務形態について、コロナ禍による事情の変更により、当初の諫早への転居計画は頓挫したが、大学においては、学長補佐体制を整備すると共に、随時、電話、Eメール及びZ o o m等により学院長及び学長としての職責は十分に果たしており、令和4（2022）年度に受審した大学機関別認証評価においても何ら指摘は受けていない。

イ 前記のほか、鎮西学院の意見は、E監事が令和3（2021）年度のA氏の学長就任時及び令和4（2022）年度の学院長及び学長の再任時にはこの点について何ら指摘をしていないこと、E監事はその後のA氏の勤務状況や学長補佐体制等も当然に知っていたにもかかわらず監査報告書提出まで何ら指摘、注意等を行っていないこと、この点に関するE監事の鎮西学院に対する問合せは、令和6（2024）年4月26日のC事務局長へのEメールでの問合せ、同年5月20日の監事監査時の10分程度の質疑応答のみであって、監査報告書提出までに問題所在がどこにあるのかを明確に伝えられたことはなかったことなど、E監事の監査等に対する不満を述べる。

しかし、E監事の監査方法等の是非と監査報告書において指摘された事項の是非とは別問題である。

よって、当委員会は、以下、飽くまでも監査報告書の指摘事項1に関する検討、評価等について明らかにする。

なお、E監事の監査方法等については、後記第4において付言する。

(3) 事実認定等

ア 令和3（2021）年2月22日に行われた理事会において、当時のJ理事長（以下「J前理事長」という。）から、A氏を鎮西学院大学の次期学長に推薦すること、学長に就任した場合には「常勤に近い形で学長職に専念いただくという約束をもらっている。」旨の説明がなされた。

その上で、理事会において、満場一致でA氏の学長選任が承認された。

選任の承認を受けて、A氏は、挨拶として、「学長となる今後は、これまでに以上に常勤に近い形で、将来は単身赴任も視野に置いて、この諫早の地で鎮西学院と共に私の残された時間を、鎮西学院が140周年から150周年を迎えられるような土台作りをしっかりとしていきたいと思っている。」旨を述べた。

イ 同年12月17日の理事会及び評議員会において、A氏の学院長及び学長の再任が、承認及び同意された。

この議題の審議に当たって提出された資料である常置委員会の「鎮西学院大学学長の選任について」には、「ご本人としては、再任の上は、諫早に常駐したい旨、表明されている。」と記載がある。また、常置委員会で出された意見の1つとして、「大学キャンパスへの常駐が望ましい。困難な場合でも、これまで以上にコミュニケーションとリーダーシップを発揮できる体制をとることを前提に、再任をお願いしたい。」旨の意見が出されたとの記載がある。

同じく理事会等の提出資料である学長候補者選考委員会の議事概要にも、「現学長も、再任の上は諫早に常駐したい旨、表明されている。」との記載がある。

ウ 鎮西学院とA氏との雇用契約書（令和4（2022）年4月1日付け）には、「職務：大学学長：大学を代表し校務を掌り、所属職員を監督する。」、「雇用期間：2022年4月1日～2026年3月31日（学長）」、「就業時間：専門業務型裁量労働時間制」、「給与等：基本給 月額〇〇〇〇〇〇円 役職手当 月額70,000円」などの記載がある（ただし、役職手当は、令和6（2024）年4月1日より上記月額7万円から月額8万円に変更されている。）。

なお、A氏は、学長と兼任するまでは、学院長として役員報酬月額〇〇

万円の支給を受けていた。

よって、A氏が、鎮西学院から受け取った給与（報酬）は、令和4（2022）年4月1日までは月額〇〇万円、これ以降は、月額〇〇万円（令和6（2024）年4月1日以降は月額〇〇万円）であった。

エ A氏は、鎮西学院大学に就任した令和3（2021）年4月1日時点で、70歳であった。

オ A氏は、鎮西学院の学院長就任以降、関東等に居住し、令和6（2024）年からは九州内に転居したものの長崎県外にて居住している。

鎮西学院から提出された資料によると、令和4（2022）年4月から令和6（2024）年3月までのA氏の出勤した日数の月平均は6.4日、リモート会議等の出席回数の月平均は2.2回であった。

(4) 法令規程等

ア 学長の職務は、学校教育法92条3項において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定されている。

また、鎮西学院組織規程11条2項は、「学長は、大学を代表し校務を掌り、所属職員を監督する。」と規定している。

そして、同規程11条は学長について規定した上で、同規定12条は、「職員」として教授ほかその他の職員について規定することで、組織規程は、学長と、教授ほかその他の職員とを、明確に区別して規定している。

イ 鎮西学院の就業規則は、学校法人鎮西学院が運営する鎮西学院大学及び法人本部に雇用される教職員の労働条件等を定めたものである旨が規定されている（就業規則1条）。

そして、就業規則4条1項に、教職員の区分として「(1)学長」と規定され、就業規則においては学長について区別せず、教職員に学長が含まれることが規定されている。

定年については、就業規則42条1項において、「①学長、法人事務局長、

教授、准教授 65歳」と規定されている。

ウ 一方で、就業規則27条2項には、「1日の主な始業・終業の時刻並びに休憩時間を別表に定める。」とあるものの、別表には「教員」と「事務職員」があるのみで、学長についての勤務時間等は明記されていない。

さらに、就業規則32条は、「労働基準法第41条第2項に定める管理監督者の地位にある課長以上の管理者については、就業時間、休憩及び休日の規定は適用しない。」と、適用除外について規定されている。

また、就業規則26条2項には、「1日の主な始業・終業の時刻並びに休憩時間は、個別に取り交わす『雇用契約書』にて定めると規定されているところ、鎮西学院とA氏との間で交わされた雇用契約書には、前記のとおり「⑤就業時間：専門業務型裁量労働時間制」と定められている。

(5) 検討

ア A氏の勤務状況等を鎮西学院の就業規則の規程に当てはめると、土日祝日等を休日と定めた休日の規程（30条）のほか、学長の定年が65歳とされていることなど、形式的には就業規則に反しているように思われる。

また、A氏の学長就任の際には、「常勤」、学長再任の際には「諫早に常駐」などと言及されている。

これらの点は、監査報告書の指摘のとおりである。

イ この点について検討するに当たり、まず「常勤」の定義を確認する。

常勤について、文部科学省は、私立学校法における常勤監事の解説において、「常勤とは、定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり、かつ、職務専念義務があるもの」と定義している（私立学校法の改正について【令和6年12月20日更新】257頁）。

そして、前記A氏の月平均出勤日数等に鑑みると、鎮西学院の意見のようにある程度電話、Eメール及びZ o o m等の手段によって、A氏が鎮西学院以外の場所において職責を果たしていたとしても、鎮西学院から提出

された資料から認定できる出勤日数月平均6.4日、リモート会議等出席回数月平均2.2回という数を踏まえると、「常勤」と評価できるかについては疑義がある。

また、「諫早に常駐」の意味については、鎮西学院の所在する長崎県諫早市内及びその周辺（諫早市内と同視し得る程度に近接した市町村）に居住することを指すと考えるのが合理的である。

この点について、A氏の前記居住状況に鑑みると、A氏が諫早に常駐しているとは認め難い。

ウ しかしながら、A氏は、学院長に就任した時から、長崎県外の遠隔地に居住していたことなどから、非常勤であることが前提となっていた。

そして、令和3（2021）年2月22日に学長に選任された際も、前記のとおり、J前理事長及びA氏のいずれも「常勤に近い形で」としか言及しておらず、常勤することを誓約していたものではない。理事会も、常勤などの条件を付して、A氏の学長選任を承認したものではない。

さらに、その後の同年12月17日の理事会において学長再任を審議、承認した際には、同年4月の学長就任以降、A氏は、常勤も、諫早に常駐もしているとは認め難いにもかかわらず、理事会及び評議員会のいずれにおいても、質問も意見も出されることなく、また何らかの条件が付されることもなく、再任が承認されている。

その後もA氏の勤務日数等が大きく変動することはなく、かつ、A氏は諫早市及びその周辺ではなく長崎県外で転居するなどしているが、今回の監査報告書提出まで、理事会及び評議員会でA氏の勤務状況等について議論されたり、問題提起されたりしたことはない。

以上の点に鑑みると、鎮西学院としては、このようなA氏の勤務状況を容認していたと評価し得る。

エ 定年についても、A氏は、理事会から学長に選任された時点で70歳で

あって、選任時から就業規則の定める定年を超えていた。

この点、当委員会において調査したところ、平成26（2014）年以降、A氏以外にも鎮西学院大学には、採用した時点で定年を超えていた教授が少なくとも9人存在している。このことに鑑みると、鎮西学院大学の教員の採用においては、就業規則における定年の規定の例外とすることが慣例化していたことがうかがえる。

よって、定年についても、鎮西学院は、A氏の選任時点において、就業規則の例外とするものとしていたと評価し得る。

オ 具体的な就業規則の規程を確認すると、前記のとおり、始業、就業時刻や休憩時間を定めた別表には学長の記載はない。

そして、就業規則32条において、課長以上の管理監督者は、就業時間、休憩及び休日が適用除外とされているところ、学長には、この規定の適用があるとみることもできる。

また、A氏の雇用契約書には「就業時間」について、「専門業務型裁量労働時間制」であることが明記されている。専門業務型裁量労働時間制の労使協定には、学長の適用の有無について明確な記載はないが、A氏は、学長に就任以降、例年5月又は6月に少なくとも年1回は鎮西学院大学の教員として講義を行っていることを踏まえると、鎮西学院大学の教員の一人として専門業務型裁量労働時間制の対象と認めることもできる（ただし、この場合も休日は、就業規則の規定が準用されるとともに、出退勤時間の記録等が必要となる。）。

カ 給与支払についてみると、A氏は、非常勤の学院長として役員報酬月額〇〇万円の支給を受けていたところ、学長との兼任となって以降は、同額が給与として支払われるようになったほかは、役職手当として月額7万円（令和6（2024）年4月1日からは月額8万円）が加わったのみである。

すなわち、A氏の学長就任に当たって鎮西学院の財政支出に与えた影響は、これまで鎮西学院からA氏の前任の学長に支払っていた給与支給がなくなった一方で、学院長兼学長であるA氏に対する支給が7万円増加したのみということになる。

A氏に対する給与支払に関して、鎮西学院の実質的な財産上の損害は観念できない。

(6) 結論

業務意思決定機関である理事会の議決等に基づく鎮西学院の合理的意思や就業規則の規程等に鑑みると、当該監査報告書指摘事項の問題は、A氏の勤務状況が就業規則に形式的に違反しているか否かという問題というよりも、鎮西学院の就業規則の規程の不備に問題の所在があるものと判断する。

鎮西学院のA氏に対する給与等の全額支払は、違法、不適切な支出とまでは認められない。

ただし、就業規則の改定など、速やかな関係諸規程の見直しが必要である。

(7) 鎮西学院の取組に対する評価及び提言

ア 鎮西学院は、監査報告書の指摘を受けた取組として、鎮西学院対応状況において、「学長の出退勤の記録、定年については、就業規則の適用除外として改定を行う予定です。また、学長の給与規程を別に定めることを検討しています。」と回答し、就業規則の改定等を実施する意向を表明している。

イ 就業規則の改定は前記のとおり当委員会も求めるものであって妥当であるが、その際には、以下の点について、理事会等において慎重に議論すべきである。

すなわち、A氏の学長選任及び再任に当たり、「常勤に近い形で」、「諫早に常駐」などと言及されていることは事実である。

そして、当委員会のヒアリングに対し、複数の理事が「A氏の学長就任に当たり、常勤という形をとるという話を聞いて喜んだ。A氏は、人格者

かつ学識豊かな方なので、鎮西学院にとってメリットになると思った。」、
「A氏は、学生や教職員と触れ合う時間が少ないので、もっと触れ合った方がよいのではないかと思う。」、「鎮西学院の混乱の一番の原因は、A氏が鎮西学院にいないことだと思う。生徒や学生を預かっている鎮西学院に、学院長及び学長がいないということは、大きな問題だと思っている。」旨陳述して、A氏の常勤、常駐に対する期待や常勤、常駐しないことに対する不満を明らかにしている。

そして、現在のA氏の勤務状況は、学長に再任されて以降、なし崩し的に継続されている感は否めない。

鎮西学院においては、B理事長が非常勤であるところ、学院長及び学長も常駐しておらず、さらに、令和4（2022）年3月31日以降は常勤の副院長も不在である。このことが、執行部及び執行部による鎮西学院の運営方針に対する教職員の不信感の大きな要因の1つとなっているように思われる。

よって、就業規則など関係諸規程の改定に当たっては、現在のA氏の勤務状況（勤務時間、勤務日数等）を前提に、理事会等において、今後もこのような勤務状況を容認するのか否か、容認しない場合は、どのような勤務を求めるのかなどの点について、具体的かつ慎重な議論を経る必要があると考える。

2 「A氏（学院長兼学長）の令和6年2月29日の臨時理事会における言動に関する訂正と補足」について

(1) 監査報告書の指摘

監査報告書及びその前提となる令和6（2024）年3月28日付け報告書（添付資料4）は、同年2月29日の理事会において、A氏がE監事に対して行った各種言動は、人格攻撃、侮辱及び恫喝的言動であって、民法上の不法行為に該当する違法なものであるとともに、「役員たるにふさわしくな

い重大な非行」(寄附行為10条1項4号)に当たり、役員の解任事由に当たる旨指摘している。

また、A氏の学長としての立場には就業規則の適用があることから、各種言動はパワハラ行為として懲戒事由にも当たる旨も指摘する。

(2) 鎮西学院の意見

鎮西学院の意見は、以下のとおりである(添付資料2)。

ア 執行部は、A氏の言動に関する問題を個人間の争いと認識しており、一貫して中立的な立場を守っている。

イ 結果的に、E監事が令和6(2024)年2月29日に提出した「意見書(学部長選挙に関するもの)」(添付資料6)の意見のとおり、その後学部長選挙に関する調査報告を行っており、A氏の言動によって理事会の運営が妨害されたとは認識していない。

ウ E監事の指摘を前提に、理事会においてA氏の役員解任が審議されたものの、否決された。

今後、第三者委員会の調査結果をまって、必要な場合に理事会として判断を行う。

(3) 事実認定等

ア 令和6(2024)年3月28日付け報告書(添付資料4)には、A氏のE監事に対する発言として、以下の①から⑧の発言が列挙されている(以下「一連のA氏発言」という。)

①「大学生以下だ。」

②「情報提供者がいるならば、まずファクトを明確にしてから言いなさいと言っているわけだよ。これは明らかに拙速な文書で、監事だからといってこれに従えというわけにはいかないじゃない。ジャッジメントはファクトを極めてから言いなさい。」

③「あなたのような人が弁護士をやっているとは信じられないよ。」

一番大切なことは、判断をする前にファクトを極めよと。ファクトを極めるためにはヒアリングしなきゃいけないじゃない。それを一切怠ってさ、突然としてこのような文書を用意してきているということ自体があなたが失格だよ。」

④「これについては本校の顧問弁護士に、この陳述資料を持って行って、そして検討していただいて、場合によって監事としても弁護士としてもふさわしくないということであれば、登録されている弁護士会に私の方から連絡する。当然じゃない、これは。これは絶対許してはならない。」

⑤「監事がやるべきことは、不正を正すと同時に、大学の運営、学院の運営全体を速やかに行うためにはどうしたらいいのかということをやっていくのが本来の役割で、だから今ここでトラブルを起こしていること自体が、監事自体がトラブルメーカーになってどうするんだよ。」

⑥「顧問弁護士に相談の上、しっかりと私の方で、登録されている弁護士会に対して場合によっては質問状を出す。」

⑦「目の前で2人の理事がいて、あなたは、C事務局長に当日の状況について、事務局の最高責任者だから、一言電話で入れて、こういうことがあったけども、この事実関係はどうなんですかっていうことを聞けばいいわけだよ。電話一本入れていないっていうこと自体が明らかに怠慢じゃない。」

イ 一連のA氏発言のうち、前記②から⑦については、2月29日理事会録音データに記録されており、かかる発言の存在が事実であることは、客観的に認定できる。

また、2月29日理事会録音データが一部の限られた時間の録音であるため、前記①については録音データからは確認できなかった。ただし、当

委員会において確認した、E 監事がある場でA氏の発言内容の一部を書き留めた手書きメモの存在、出席していた理事が当委員会のヒアリングに対して前記①発言があった旨を陳述していること、A氏自身も前記①を含め一連のA氏発言の存在を認めていることなどから、前記①の発言の存在についても認定できる。

なお、A氏は、一連のA氏発言について、当委員会のヒアリングに対し、発言した事実を認めた上で、要旨、以下のとおり陳述した。

「令和6（2024）年3月28日付け報告書（添付資料4）の『(2) A氏の言動』の『ア』の部分と、『①』以下の私の言動部分との間にあった私の発言が切り取られている。発言のどこを切り取るかによって、大幅に印象が変わってくるはずである。私は、この間で、E 監事に対し、『学部長選挙に関する事実関係を事務局に確かめましたか。』『事実関係を明らかにした上で、重大な問題であるとの重要な価値判断をしたのですか。』と問いかけた。しかし、E 監事は、この私の間に対して何も答えず、黙殺した。もし、E 監事が黙殺せずに、この私の間に答えていたら、私は、①以下の発言はしていないと思う。ファクトとバリューは異なる。まずファクトを明らかにしなければならない。これは法律家、大学人としてイロハだと思う。E 監事は、事実確認をせずに、学部長選挙について『重大な問題』だと記載した令和6（2024）年2月29日付け『意見書（学部長選挙に関するもの）』を理事会で唐突に配布した。ナンバリングについて、学部長選挙の2回目の投票の際には、C 事務局長から説明をして教授会も理解してくれた。にもかかわらず、E 監事は、事実確認をすることなく、理事会で重大な問題であるとする当該意見書を配布することで、選挙に重大な瑕疵があるから新しい学部長には正当性がないと言おうとしており、この問題を蒸し返そうとしていると思った。」

「①の発言について、私は、『事実と価値をごちゃ混ぜにして話しているんだったら、大学生以下だ。』旨の発言はした。①は、その一部を切り取ったものである。」

(4) 検討

ア 一連のA氏発言については、A氏の前記陳述のほか、出席した他の理事の陳述等から、A氏は、E監事がC事務局長等に問い合わせるなどの事実関係を調査しないままに、理事会に「意見書（学部長選挙に関するもの）」（添付資料6）を提出等したことを受けて、これを批判する趣旨でなされたものと認められる。

そして、A氏は、事実調査等をせずに意見書を提出したことは監事として不適切である旨を当委員会のヒアリングにおいても陳述する。

このため、まずはA氏の主張する、E監事による意見書の理事会への提出が監事として不適切な行為といえるか否かについて検討する。

(ア) 私立学校法37条3項7号は、監事の職務の1つとして、「学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。」と規定している。

同様に寄附行為17条1項7号にも、監事の職務として「この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。」と規定されている。

よって、理事会に出席して意見を述べることは、監事の職務の1つである。

(イ) そして、「意見書（学部長選挙に関するもの）」（添付資料6）に、「理事長が次回理事会及び次回理事会以降に開催される教授会において、書面によって報告することが相当であると思料する。」と記載のあるとおり、E監事は、理事長において学部長選挙の際に投票用紙に番号が書かれていたかを調査し、書かれていた場合には、番号を書いた者や書いた理由

などの項目を調査して理事会等に報告することが相当である旨の意見を、理事会に対して述べているにすぎない。

理事長等の執行部は、所要の調査を行った上でその結果を理事会に対して報告し、その結果を踏まえて理事会内で議論するといった対応をすれば足りるのであり、監事の意見書の提出自体を問題視する必要はない。

意見書の提出は、監事の職務の範囲内の行為であって、意見書の提出自体が監事の職務執行として不適切であるとはいえない。

- (ウ) 一方、A氏は、当委員会のヒアリングに対し、「E監事が、令和6年2月29日付け『意見書（学部長選挙に関するもの）』の中で重大な問題であるとの評価を下していることが不当である。」旨も陳述する。

確かに、同意見書には、「選挙を実施して選任する学部長の地位の重要性や大学教員に大きな不信感を抱かせたことなどを考慮すると、学部長選挙の公正を損なう行為は、重大な問題である。」などの記載がある。

しかし、その後の「第3 報告すべき事項」として、前記のとおり投票用紙に番号が書かれていたか否かの調査のほか、番号が書かれていた場合には番号を書いた者や書いた理由などの各項目を調査して理事会等に報告することが相当であるとの意見が述べられているとおり、E監事は、同意見書において重大な問題であるとの最終的な結論を出しているものではない。飽くまでも、学部長選挙の公正が損なわれる行為があったとすれば重大な問題であるから、調査の上で報告が必要である旨の意見であることが看取できる。

同意見書の「重大な問題である」との記載の存在をもって、同意見書の提出が不適切であるとは認められない。

- (エ) なお、A氏の主張について付言するに、A氏は、当委員会のヒアリングに対し、「監事の監事がいないことが問題である。」と述べて、監事の職務執行の適否を監査する者がいないことが制度上の問題である旨を主

張する。

この点、監事は、理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任することとされている（寄附行為7条）。そして、監事は役員の一人であるから、理事会及び評議員会が、監事の職務執行が不適切であると判断した場合には、監事の解任を議決することができる（寄附行為10条1項）。また、監事は2名選任されており（寄附行為5条1項2号）、監事同士の相互チェックも行われることになる。

このように、監事の職務執行を監査、チェックする制度上の担保は存する。この制度上の点については、文部科学省も同旨の見解である（改正私立学校法説明資料（令和元年10月7日（月）（10月3日・10月10日改訂）68、69頁））。

よって、A氏の前記主張は当たらない。

(オ) 小括

以上から、令和6（2024）年2月29日の理事会でのE監事による「意見書（学部長選挙に関するもの）」（添付資料6）の提出等は、監事として不適切な行為とは認められない。

イ 次に、E監事の意見書提出が不適切ではないことを踏まえて、E監事に対する一連のA氏発言について検討する。

(ア) まず、監査報告書は、一連のA氏発言がパワーハラ行為に該当し、懲戒事由に当たる旨を指摘する。

厚生労働省によるパワーハラスメント（パワーハラ）の定義は、「職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすもの」としている。鎮西学院の就業規則18条も、パワーハラについて同旨の定義をしている。

この観点から一連のA氏発言について検討するに、一連のA氏発言は、

A氏が、理事会の場で、理事の一人として、監事の職務執行に対して行った言動である。学長としての立場からの発言とは評価できない。一連のA氏発言について、A氏の有する学長の立場のみに着目して、就業規則上の懲戒事由の問題として捉えることには疑問がある。

また、学長としてのA氏とE監事との間には、上記パワハラの定義にある「優越的な関係」は存さず(この点については監査報告書もその可能性を自認している。)、E監事は「労働者」にも当たらないことから、パワハラとして評価することも適当ではない。

しかしその一方で、一連のA氏発言は、理事が、監事の職務執行に関して異議を唱え、かつ、これに対して強力に圧力を加える言動である。

よって、一連のA氏発言については、就業規則上の懲戒事由の有無、パワハラの可否としてではなく、理事からの監事に対する監査権の侵害の有無といった観点から検討すべきである。

- (イ) その上で、一連のA氏発言のうち、①「大学生以下だ。」、②「これは明らかに稚拙な文書」、③「あなたのような人が弁護士をやっているとは信じられないよ。」、「それを一切怠ってさ、突然としてこのような文書を用意してきているということ自体が、あなたが失格だよ。」などの発言は、監事の職務の範囲や監査方法等に関する議論の範囲を超えている。

E監事の意見書提出という行為を捉えて、かかる行為を批判し、議論するという範囲にとどまらず、E監事の個人的資質や能力に対しての非難等にまで及んだ、不当な個人攻撃と評価できる。

かかる発言は、著しく不当である。

- (ウ) さらに、④「場合によって監事としても弁護士としてもふさわしくないということであれば、登録されている弁護士会に私の方から連絡する。」、「これは絶対に許してはならない。」、⑥「顧問弁護士に相談の上、しっかり私の方で、登録されている弁護士会に対して、場合によっては質

問状を出す。」などと、E 監事が弁護士であることを前提に、E 監事の所属する弁護士会に関して言及している。

かかる発言は、極めて不当である。

すなわち、弁護士会は、弁護士に対する懲戒権を有する（弁護士法 56 条 2 項）。そして、A 氏は、E 監事に対して懲戒権を持つ E 監事の所属する弁護士会に「私の方から連絡する。」、「これは絶対に許してはならない。」、「場合によっては質問状を出す。」などと発言している。

かかる発言は、弁護士である E 監事に対して職業的な圧力を加えることによって、監事の職務執行に対して圧力を加えるものにほかならない。

威迫とも評価し得る発言であり、その不当性は、明らかである。

この弁護士会に関する発言をした理由について、A 氏は、当委員会に対し「E 監事は、弁護士でもある。事実と価値を混同して問題をフレームアップすることが、監事として、弁護士として、妥当なのか、その資格があるのか、ということを顧問弁護士や私が個人的に知っている弁護士などに相談し、もし妥当でないということであれば、私は、私信として、私個人として、E 監事の所属する弁護士会に、弁護士として資格があるのだろうかという観点から問い質したいと思い、このように発言した。その後実際に、私から顧問弁護士に確認等はしていない。また、私から弁護士会に質問状等も出してはいない。」旨を陳述する。

しかし、かかる陳述を前提としても、A 氏の上記発言は正当化し得るものではない。

A 氏の上記発言の不当性は揺るがない。

- (エ) 併せて、一連の A 氏発言が、E 監事の職務執行に与える影響のみならず、他の理事ひいては理事会の議論に与えた影響も軽視できない。

複数の理事は、当委員会のヒアリングに対し、「A 氏は、事実確認をすべきだと言っていたが、E 監事は意見書として出しているものなので、

意見書すら出せないのかと思った。正直、暴言だと思った。一人の人格者である監事に対して言うことではない。同じことを自分が言われたら立ち直れないだろうと思う。所属弁護士会に連絡するという言動は、脅し、恫喝と思った。これらA氏の発言を受けて、私は、ものを言いにくくなった。」「A氏の発言は、とてもではないが教育現場で言える言葉ではない。」「言葉遣いや内容がひどく、私もびっくりした。」「A氏の発言は、怖いと思った。権力のある人があのような発言をしたので何も言えないという雰囲気になった。理事会での他の理事の発言にも影響があったと思う。」旨を陳述している。

一連のA氏発言が、令和6（2024）年2月29日の理事会はもちろん、その後の理事会における自由闊達で活発な議論を、間接的に阻害した可能性を否定できない。

ウ 学院意見についても付言する。

前記のとおり、鎮西学院は、「執行部は、この問題を個人間の争いとして認識しており、一貫して中立的な立場を守ってきています。」との意見を述べる。

しかし、一連のA氏発言は、理事会の場での、理事の一人であり、かつ、執行部の一人でもある理事からの監事に対する発言である。また、前記のとおり、理事会の議論に与えた影響も軽視できない。

およそ個人間の争いにとどまるものではない。

(5) 結論

ア 一連のA氏発言は、理事から監事に対して不当な攻撃を加えるものであるとともに、監事の監査権行使という職務執行に強力な圧力を加え得るのである。のみならず、理事会の議論に与えた影響も軽視できない。

一連のA氏発言は、極めて不当である。

イ これを踏まえて、理事会は、A氏について、これをもって理事の解任事

由（寄附行為１０条１項）に該当するか、今後再任すべきかなどといったことについて総合的に議論し、決すべきである。

(6) 鎮西学院の取組に対する評価及び提言

ア 監査報告書の当該指摘事項に対する鎮西学院の取組は、鎮西学院対応状況（添付資料３）には記載がない。

また、前記第２の２(16)ウのとおり、令和６（２０２４）年５月２４日の理事会において、Ａ氏の理事解任が審議され、否決されている。

イ 以下、当委員会の提言について述べる。

一連のＡ氏発言やこれを受けた執行部及び理事会の対応等の背景には、Ａ氏はもちろんのこと他の理事も含め、私立学校法及び寄附行為によって定められた監事の職務、責任等に対する理解不足のほか、理事の職務、責任等についての理解不足があると考ええる。

例えば、平成３０（２０１８）年１０月２９日の理事会では、第４号議案「監事の監査機能の充実強化に向けて」として、Ｃ事務局長から私立学校法の改正に合わせて鎮西学院においても監事監査規程を策定するなどして監事監査機能を充実させる旨の説明が行われている。また、令和元（２０１９）年１２月１８日の評議員会においても、Ｃ事務局長より、令和２（２０２０）年４月から施行される改正私立学校法の中心の１つに「監事の理事に対する牽制機能の強化」が盛り込まれている旨の説明がなされている。しかし、当委員会において確認したところ、これらの説明を記憶し、理解している理事はほとんどいなかった。

また、鎮西学院においては、新しく就任した理事も含めて、私立学校法及び寄附行為によって定められた監事や理事の職務、責任等に関して学ぶ研修等もないとのことである。

今後、全理事を対象にこのような研修等の場を設けて、体系的に私立学校におけるガバナンスの制度やあり方を学び、議論する機会をもうけるこ

とを検討すべきである。

3 「3 C事務局長による監査妨害等」について

(1) 監査報告書の指摘

監査報告書は、①D課長が令和6（2024）年2月29日の理事会（以下「2月の理事会」という。）の録音データ（以下「本件録音データ」という。）を消去したこと、また、C事務局長が、②E監事からD課長に対して本件録音データの提供依頼があっていることを知りながら、D課長に対してこれを提供するように指示しなかったこと、③E監事に対して、同理事会の議事録は手控えメモ（D課長作成）に基づき修正したと回答しながら、同メモは理事会に立ち会った事務局が議事録作成の備忘のために残したもので議事録と一体をなすものではないため提供義務はないとして提供せず、提供しない理由について「執行部の判断」であるとのみ述べて具体的・実質的な説明をしなかったこと、④E監事からの質問や資料提供の求めに対して、期限を設けられない限り返信しないことや質問に正面から答えない、求める資料を意図的に小出しにしていると見受けられる（解釈できる）対応をしたことなどがいずれも意図的に監査を妨害していると評価せざるを得ないなどと指摘する。

(2) 鎮西学院の意見

これに対する鎮西学院の意見は、以下のとおりである（添付資料2）。

ア 録音データの消去は、故意ではなく、慣例により消去したものと認識している。そして、手控えメモは、事務担当者が議事録作成の備忘として残したもので議事録と一体をなすものではなく、提供義務はないと認識している。

イ E監事は、当該理事会に出席していたことから、議事録作成のための資料の提供を改めて求める目的を尋ねたが、明確な回答がなされたとは認識していない。

ウ E監事が指摘しているC事務局長の監事による調査への一連の対応は

監査妨害を意図したものであるとの指摘については、令和6(2024)年5月24日の理事会において、理事会に懲戒委員会を置き、事実確認を行うこととなった。

なお、前記のほか、令和6(2024)年5月24日の理事会において、E監事から、即座に懲戒処分を行うよう扇動するかのような発言があったが、関係当事者のヒアリングや事実確認といった適切なプロセスを踏まないまま懲戒処分を行った場合の法的リスクを度外視した発言だと評価せざるを得ないとの意見も述べられているが、当委員会の調査の対象外であるため、この点について検討は行わない。

(3) 事実認定等

監査妨害が指摘されている点については、下記「4 議事録作成に関する問題」(議事録に求められた発言を記載しないこと)と関連するため、関連事実を併せて摘示する。

ア 令和6(2024)年2月29日午後3時30分から午後5時05分までの間、2月の理事会が開催された(前記第2の2(13))。D課長は、同理事会に議事録担当者として陪席し、議事録作成のために、議事をICレコーダーで録音した上、配付資料に手書きでメモを書き込んで手控えメモを作成した。

イ 同年3月に、関係者においてやりとりされた主なEメールの内容等は以下のとおりである(なお、すべてのEメールを確認できていない可能性がある。)

(7) 同月1日午後9時10分、E監事は、D課長に対し、Eメールで(同送メールでF監事)、「昨日の理事会の内容等を確認したいと考えておりますので、録音データを提供いただきたくお願いいたします。」と2月の理事会の議事の録音データ(以下「本件録音データ」という。)の提供するよう依頼した。その際、E監事は、当該依頼が寄附行為17条4項に

基づくものであることを記載していた。

- (イ) 同日午後 11 時 53 分、D 課長は、C 事務局長に対し、E 監事から届いた前記 E メールを転送した。

E 監事が D 課長に提供を依頼した時点では、本件録音データは存在していた。

- (ウ) 同月 4 日頃、D 課長は、C 事務局長に対し、E 監事から本件録音データの提供依頼があったことを口頭で報告した。

(なお、当委員会のヒアリングに対し、D 課長は、E 監事からの本件録音データの提供依頼に対し、どのように対応すべきか、C 事務局長、A 氏及び B 理事長に判断を仰がなかったと陳述している。そして、C 事務局長は、本件録音データの取扱について、D 課長に特段の具体的な指示をせず、対応において上司の判断を仰ぐよう指示をしなかったと述べている。また、A 氏は、E 監事から本件録音データの提供依頼があっていることは認識していたが、提出するか否かについて具体的な指示は出さなかったと陳述している。

また、当委員会のヒアリングに対し、D 課長は、同月 4 日から 8 日までの間に本件録音データを消去したが（ただし、いつ消去したかを客観的に確認できる資料は存在しなかった。）、消去に関しても C 事務局長、A 氏及び B 理事長に相談、報告をしなかったと陳述している。

さらに、B 理事長は、E 監事から本件録音データの提供依頼があっていることを認識した際、すでに本件録音データは削除されていると聞いたと陳述している。）

- (エ) 同月 7 日午前 11 時 45 分、E 監事は、D 課長に対し、E メールで（同送メールで F 監事）、本件録音データの提供について、状況を確認するとともに、3 月 8 日までに連絡をするよう依頼した。

- (オ) 同月 8 日午後 5 時 12 分、D 課長は、E 監事宛ての E メールに、本件

録音データは「慣例により議事録作成後、既に削除をいたしました。」、
「議事録につきましては、法人内で確認しているところです。今しばらくお待ちください。完成後、速やかにお送りいたします。」、そして、「なお、よろしければ、録音データの提供を求める具体的な理由及び目的を説明戴きたい。」旨を記載したが（以下「3月8日のEメール文面」という。）、このEメールはE監事には送信せず、C事務局長にのみ送信した。

- (カ) 同月8日の時点では、D課長は、2月の理事会の出席者に対し、議事録案を送付していなかった。
- (キ) 同月11日、E監事は、鎮西学院総務課宛に、FAXで、録音データの提供依頼等について返答するよう求めた。
- (ク) 同日午後1時54分、D課長は、E監事に対し、FAXで、3月8日のEメールの文面を送り、同月8日に返信していることを付記した。
- (ケ) 同日午後8時08分、E監事は、D課長に対し、Eメールで（同送メールでB理事長、C事務局長、F監事）、D課長がFAXで、3月8日のEメール文面を送った趣旨を確認するなどした。

同月12日午前7時26分、D課長は、E監事に対し、Eメールで（同送メールでC事務局長）、3月8日のEメール文面は、C事務局長にだけにEメールで送信しており、E監事に送信するのを失念し、E監事にも送信したものと勘違いしていた旨を連絡した。

- (コ) 同12日午後7時44分、E監事は、D課長に対し、Eメールで（同送メールでB理事長、C事務局長、F監事）、3月8日のEメール文面をEメールではなくFAXで連絡した理由などを尋ねた。
- (サ) 同12日午後8時38分、E監事は、D課長に対し、Eメールで（同送メールでB理事長、C事務局長、F監事）、①本件録音データの削除をしたのはD課長が判断したことか、そうでない場合は判断したのは誰か、②法人内で確認中ということであれば議事録はまだ完成していないので

はないか、③本件録音データを削除した理由は何か、などについて3月14日までに回答するよう求めた。また、3月8日のEメール文面に記載されていた本件録音データの提供を求める理由については、理事会の議事録が正確に作成されたかどうかは監査の対象であり、実効的な監査が不可能になるため、提供依頼を受けた者には提供依頼の理由により提供の可否を判断する権限はない旨を伝えた。

- (シ) 同月14日午前7時26分、D課長は、E監事に対し、Eメールで（同送メールでB理事長、C事務局長、F監事）、E監事に対する同月11日の連絡をFAXで送った理由はE監事からFAXで連絡がきたためであることなどを回答した。
- (ス) 同日午前8時46分、D課長は、理事及び監事に対し、Eメールで、令和5年（2023）年12月15日の理事会の議事録案とともに2月の理事会の議事録案の加除修正の確認を求める連絡をした。
- (セ) 同日午前9時22分、D課長は、E監事に対し、Eメールで（同送メールでB理事長、C事務局長、F監事）、①本件録音データはD課長の判断で削除したこと、②学内で確認を行っており、完成しているものと変わりはないと考えていること、③本件録音データは自身の手控えであり、当初の目的を達成したので慣例により削除した旨を回答した。
- (ソ) 同日午後6時32分、E監事は、D課長に対し、Eメールで（同送メールで全理事、監事）、2月の理事会の校長選考過程に基づく意見に関する記載について、結論部分のみではなく根拠となる部分の記載が必要であること、「一連のA氏発言」を具体的に記載するよう修正を依頼した。
- (タ) 同月15日午前8時59分、E監事は、D課長に対し、Eメールで（同送メールで全理事、監事）、一連のA氏発言について、1つにまとめず、発言ごとに記載するよう補足して依頼した。
- (チ) 同日午後1時30分、E監事は、D課長に対し、Eメールで（同送メ

ールでB理事長、C事務局長、F監事)、①本件録音データの提供を求められていることを知らせた人がいるか、いればそれは誰か、②「慣例」とは具体的に何か、③勤務時間に陪席していた会議において、職務上議事録を作成するために行っていた録音データについて、監事の求めがあっても提出しないでよいと判断した際、法令、諸規程又は文献等でその判断が妥当か検討したか、検討したとすればその具体的内容はどのようなものか、について同月18日までに回答するよう求めた。

(ツ) 同月18日午後3時37分、D課長は、E監事に対し、FAXで、①本件録音データの提供依頼があっていることをC事務局長に報告したこと、②録音データは議事録作成後に削除することを慣例と考えていること、③自身の手控えである録音データは当初の目的を達成したので削除したこと、寄附行為等にも手控えに関する記載はないことなどを回答した。また、E監事にFAXで回答することは、B理事長とC事務局長と相談した上で行っていることを付記した。

(テ) 同月19日午後7時31分、E監事は、D課長に対し、Eメールで(同送メールでB理事長、C事務局長、F監事)、①本件録音データの提供依頼があったことをC事務局長に報告したのはいつか、②報告を受けたC事務局長から対応について指示があったか、あった場合はどのようなものだったか、③本件理事会の議事録案について修正を求められた場合、どのように対応するのか、④本件録音データを削除してよいと判断した根拠は寄附行為等に手控えに関する記載がないことだけか、文献等を根拠にしていないのか、について、同月21日までに回答するよう求めた。

(ト) 同日午後7時41分、E監事は、D課長に対し、Eメールで(同送メールで全理事、監事)、修正された議事録案ができる時期について問合せるとともに、次回の理事会前の同月22日までに確認したい旨を伝えた。

(タ) 同月23日午後2時19分、E監事は、D課長に対し、Eメールで(同

報メールで全理事、監事)、修正された議事録案の送信が確認できない旨の連絡をするとともに、修正された議事録案の送付時期の目処の回答を求めた。

- (ニ) 同日午後2時28分、19日の質問に対して21日までに回答がなかったため、E監事は、D課長に対し、Eメールで(同送メールでB理事長、C事務局長、F監事)、回答する意思があるのか、回答時期を連絡するよう求めた。また、一連の質問は寄附行為17条4項に基づくものであると記載した。
- (ヌ) 同日午後4時05分、E監事は、C事務局長に対し、Eメールで(同送メールでD課長、B理事長、F監事)、本件録音データの提供依頼に関して、①D課長から報告があっていたか否か、あっていた場合それはいつか、報告を共有した者は誰か、共有した者との間の協議の内容、②職務上作成した議事録を作成するために行っていた録音を監事から求めがあっても提供しないでよいか、法令、諸規程又は文献等の調査若しくは専門家や監督官庁に対する照会を行うなどして検討したか、③D課長に対して本件データの提供依頼に対する指示・指導等を行ったか、④本件録音データが削除される前に削除予定であることを知っていたかなどについて、同月26日までに回答するよう求めた。
- (ネ) 同月25日午前10時39分、D課長は、E監事に対し、FAXで、自身が〇〇課長に就任後に作成した理事会の議事録をFAXで送信した。
- (ノ) 同日午後3時43分、E監事は、D課長に対し、Eメールで(同送メールでD課長、B理事長、F監事)、本日議事録がFAXされたが、3月19日に回答を求めた事項について回答がないため、回答されていない事項は回答を拒絶したものと理解する旨を伝えた。
- (ハ) 同日午後3時49分、E監事は、B理事長及びC事務局長に対し、Eメールで(同送メールでD課長、全理事及び監事)、D課長に議事録案の

修正について連絡をしていたが、D課長から一切回答がないため、対応を指示するよう依頼した。

- (レ) 同日午後3時58分、E監事は、B理事長及びC事務局長に対し、Eメールで（同送メールでD課長、B理事長、F監事）、D課長が回答を拒絶しているが、両名はこれを容認しているのか確認するとともに、容認していない場合は、3月26日までにD課長に対する指示内容を連絡するよう求めた。
- (ロ) 同月26日午後1時52分、D課長は、E監事に対し、FAXで、年度末の繁忙期で対応が遅れていることを詫びるとともに、同月19日の質問に対し、①C事務局長への報告時期が3月1日であること、②C事務局長から受けた指示等は特になく、③議事録案の修正を求められた場合の対応については、修正案を示し、確認していただくこと、④録音データを提供しなくてよいと判断した根拠は自分の手控えであるためであることなどを回答するとともに、2月の理事会の修正後の議事録を送った。なお、修正後の議事録は他の理事及び監事にはEメール送信した。
- (ハ) 同日午後6時12分、E監事は、B理事長及びC事務局長に対し、Eメールで（同送メールで全理事、監事）、D課長から議事録の修正案が送られてきたが、修正を求めたA氏の発言（添付ファイル付き）が記載されていないため、再度対応するよう求めるとともに、修正後の議事録をFAXで送信した理由を尋ねた。
- (ホ) 同日午後6時34分、C事務局長は、E監事に対し、Eメールで、3月23日の質問に対し、①D課長から3月4日頃までに本件録音データの提供依頼があったことの報告を受けたこと、②このことをB理事長と共有したが、対応の協議は行わなかったこと、③本件録音データの提供の可否について調査等を行っていないこと、④本件録音データの提供依

頼についてD課長に特段の指示をしていないこと、⑤本件録音データがE監事に提供されずに削除されたことについて事前に知らなかったことなどを回答した。また、2月の理事会の議事録の修正の指示に関する質問について、D課長に、意見書に関する議事に直接関連する事項のみを記載するよう、口頭で指示したこと、指示した正確な日時は覚えていないことを回答した。

- (マ) 同日午後6時36分、C事務局長は、E監事に対し、Eメールで、3月25日の質問に対し、年度末の繁忙期で事務が滞っていること、議事録案は本日FAXで送信した旨報告を受けたことを連絡した。
- (ミ) 同日午後8時39分、E監事は、C事務局長に対し、Eメールで（同送メールでD課長、B理事長、F監事）、①本件録音データは削除されて存在しないのか、D課長が独断で削除したことになるが、この点についてどのように考えるのか、②一連のA氏発言を議事録に記載するよう求めたが、FAX送信された議事録修正案にはA氏の発言が記載されていないが、当該発言は意見書に関する議事に直接関連する事項ではないと考えているのか、監査を行うための資料が削除されたことにはどう考えるのか、理事会（同月28日）が迫っているため、同月27日までに回答するよう求めた。
- (ム) 同日午後9時06分、E監事は、全理事及びA氏に対し、Eメールで（同送メールでD課長、全理事、監事）、2月の理事会での一連のA氏発言について「20240929_発言内容_案 01_確認用.pdf」を添付して確認を求めた。
- (メ) 同月27日午後5時47分、C事務局長は、E監事に対し、Eメールで、①録音データは既に削除して存在しないと報告を受けていること、②議事録の修正について、意見書（学部長選挙に関するもの）に関する議事内容の要点は5点であると考えており、これらの要点に関する発言

を簡潔に記載すれば、議事録の目的が果たされると判断していることを回答した。

- (ト) 同日午後6時25分、E監事は、C事務局長に対し、Eメールで（同送メールでD課長、B理事長、F監事）、①録音データが存在しないという報告があるが、実際に存在しないのか、C事務局長に自ら調査することを求め、②学部長選挙に関する議事内容の要点は、概ねそのとおりであるが、A氏による人格否定発言や恫喝的発言は、理事会の運営が妨害された事実を議事録に記載して記録化する必要があるが、議事に直接関連する事項ではないと考えているのか、改めて回答するよう求めた。

- (チ) 同月28日、3月の理事会が行われた（前記第2の2(14)）。

ウ 同年4月に関係者においてやりとりされた主なEメールの内容等は以下のとおりである（なお、すべてのEメールを確認できていない可能性がある。）。

- (ア) 同月12日午後6時51分、E監事は、C事務局長に対し、Eメールで（同送メールでD課長、B理事長、F監事）、3月27日のEメールに対する回答がなされていないとして回答を督促した。また、2月の理事会の議事録の修正はどのように修正内容を確認したのか質問をした。

- (イ) 同月24日午後7時10分、E監事は、B理事長及びC事務局長に対し、Eメールで（同送メールでD課長、全理事、監事）、4月12日の2月の理事会の議事録に関する質問への回答を督促し、4月26日までに回答するよう求めた。

- (ウ) 同日午後7時42分、E監事は、全理事及び監事に対し、EメールでD課長が就任して以降、理事会の議事録案の確認を求められた人がいれば連絡するよう求めた。

- (エ) 同月26日午前10時48分、C事務局長は、E監事に対し、Eメールで（同送メールでD課長、B理事長、F監事）、①本件録音データを自

ら調査したが、すでに存在しないこと、議事録の修正は手控えメモに基づき行ったこと、②提出された意見書は所期の目的を達成したことから理事会の運営は適正に行われたと考えている旨を回答した。

(オ) 同日午前10時59分、C事務局長は、E監事、F監事及び全理事に対し、2月の理事会の議事録案は、12月の理事会の議事録の作業完了後にお知らせするので、もうしばらくお待ちくださいと連絡をした。

(カ) 同日午後8時12分、E監事は、C事務局長に対し、Eメールで、2月の理事会の議事録の修正を手控えメモに基づいて行ったと回答があったため、手控えメモを提供するよう依頼し、議事録の修正に関する指示等について回答を求めるなどした。

エ 同年5月に関係者においてやりとりされた主なEメールの内容等は以下のとおりである（なお、すべてのEメールを確認できていない可能性がある。）。

(ア) 同月2日午後5時49分、C事務局長は、E監事に対し、Eメールで（同送メールでD課長、B理事長、F監事）、「手控えメモ」については、理事会に立ち会った事務局が議事録の作成の備忘として残したもので、議事録と一体をなすものではないので、提供の義務はないと考える旨を回答した。

(イ) 同月9日午後11時09分、E監事は、C事務局長に対し、Eメールで（同送メールでD課長、全理事、監事）、①寄附行為17条4項に基づき、本件手控えメモを提供すること、②職員が勤務時間中に陪席していた会議において、職務上議事録を作成するために作成した「手控えメモ」について、監事の求めがあっても提供する義務がないと判断した際、法令、諸規程又は文献等でその判断が妥当であるかを検討したか、検討した場合はその検討内容を説明するとともに、検討した資料を提供し、同月15日までに回答するよう求めた。

- (ウ) 同 10 日午前 0 時 35 分、E 監事は、B 理事長及び C 事務局長に対し、E メールで、2 月の理事会の議事録に一連の A 氏発言を記載しないことについて、議事録の作成目的からすると寄附行為施行細則 7 条は最低限の記載事項を定めるもので出席者が求める発言を記載しない根拠にならないこと、次回 5 月理事会で A 氏の解任の議題が審議される予定であることから 2 月の理事会の議事録はその重要な資料になる、一連の A 氏発言を議事録に記載するよう求めがあるのに記載しない合理的理由は何かなどを 5 月 13 日までに説明するよう求めた。
- (エ) 同月 10 日午後 9 時 24 分、E 監事は、B 理事長、C 事務局長及び D 課長に対し、E メールで（同送メールで全理事、監事）、議事録案の確認状況について、確認があったと回答する者がいなかったこと、押印の了承、押印の方法について知っていた者を 5 月 15 日までに回答するよう求めるなどした。
- (オ) 同月 13 日午後 6 時 16 分、C 事務局長は、E 監事に対し、E メールで、議事録に対して修正を求める個別意見については、議事録本文末尾に添付し、「議事録署名人●●●理事から、議事録の記載内容について添付の意見が出された」等の添え書きをする予定であることを回答した。
- (カ) 同月 15 日午後 5 時 24 分、C 事務局長は、E 監事及び全理事に対し、E メールで、執行部としては、議事録には、議事経過の要領、結果を記すことになっていることから（寄附行為施行細則 7 条）、2 月の理事会の議事録の修正について、学部長選挙に関する議事内容の要点は 5 点であると考えており、これらの要点を記載すれば足りるため、議事録に対して修正を求める個別意見については、議事録本文末尾に添付し、「議事録署名人●●●理事から、議事録の記載内容について添付の意見が出された」等の添え書きをすることとする旨の回答をした。
- (キ) 同日午後 5 時 31 分、C 事務局長は、E 監事に対し、E メールで（同

送メールでD課長、全理事、監事)、①「手控えメモの不開示は、執行部の判断であり、理由は先日のEメールでお答えした通り、手控えメモは議事録と一体をなすものではなく議事録の原案の作成者の個人的・内部的な備忘に過ぎないので開示の対象にならないと考えます。」、②報告を求める事項については学内規程では定めがないが、検討は①のとおりである旨を回答した。

- (ク) 同日午後8時47分、E監事は、C事務局長に対し、Eメールで、手控えメモを開示しない理由についての検討や開示することの具体的な弊害があるかについて、5月16日までに回答するよう求めた。
- (ケ) 同日午後9時03分、E監事は、C事務局長に対し、寄附行為施行細則7条の存在を前提に、実際に行われた発言について、議事録に記載するよう求めているのにこれを記載しない合理的理由の説明を求めていること、添え書きはその内容を出席者全員が承認したと扱われない可能性があるため、議事録の記載に代替しうるものではないと考えていることなどが通知された。
- (コ) 同月16日午後6時05分、C事務局長は、E監事に対し、Eメールで(同送メールで全理事及び監事)、手控えメモの提供に関する執行部としての判断は従前から伝えているとおりである旨を回答した。
- (サ) 同日午後6時32分、E監事は、B理事長、C事務局長及びA氏に対し、Eメールで(同送メールで全理事及び監事)、執行部から、議事録に関する手控えメモを提供しないことについて、具体的・実質的説明がないため、説明を拒絶したものと扱わせていただく旨の連絡をした。
- (シ) 同月17日午前10時21分、E監事は、C事務局長に対し、Eメールで(同送メールで全理事及び監事)、寄附行為施行細則7条の存在を前提に、実際に行われた発言について、議事録に記載するよう求めているのにこれを記載しない合理的理由を本日中に回答するよう求めた。

(ス) 同日午後 6 時 43 分、C 事務局長から、E 監事に対し、E メールで（同送メールで全理事、監事）、議事録の記載に関して、執行部としての判断は従前からお伝えしているとおりの旨の回答がされた。

(セ) 同日午後 7 時 51 分、E 監事は、B 理事長、C 事務局長及び A 氏に対し、E メールで（同送メールで全理事及び監事）、執行部は、理事会出席者から理事会における発言を具体的に議事録に記載してほしいという申し出があるにもかかわらずこれを拒絶し、かつ、そのことについて具体的に・実質的な検討をしないものとして扱わせていただく旨を通知した。

オ 同月 20 日、鎮西学院において、監事監査が行われ、監査報告書が提出された（前記第 2 の 2(15)）。

カ 同月 24 日、理事会が開催された（前記第 2 の 2(16)）。

キ 同年 12 月 11 日、当委員会は、鎮西学院において、D 課長の使用するパソコン内のデータを調査した。

「20240229 臨時理事会」と表記されたフォルダがあり、同フォルダ内のデータを確認したが、音声データは確認できなかった。

また、「ごみ箱」内のデータも確認したが、該当する音声データは発見できなかった。

したがって、当委員会の調査時点において、鎮西学院内での本件録音データの存在は確認できなかった。

(4) 法令規程等

ア 監事の権限に関する法令、規程

監事は、学校法人の監査をすること、理事の業務執行の状況を監査することなどがその職務と定められている（私立学校法 37 条 3 項）。

そして、鎮西学院の寄附行為 17 条 4 項では、監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び状況を調査することができる定められている。

また、鎮西学院の監事監査規程 7 条 1 項では、監査の実施に当たり、理事及び教職員に対して質問をし、事実の説明を受け、又は必要に応じて資料の提供を求めることができ、同条 2 項では監査対象部門の者は、監査が円滑に遂行されるよう協力しなければならないとされ、同条 3 項では監事は、監査の実施に当たっては、学院の業務の円滑な遂行及び教育・研究の特性に、十分配慮しなければならないとされている。

イ 記録等の取扱に関する規程

鎮西学院における理事会の議事に係る録音データの取扱について特段の規定等はないが、鎮西学院における書類及び記録の取扱については「文書取扱規程」がある。

同規程 1 条 1 項 3 号では、「本学院における文書の取扱は、別に定めるもののほか、この規程によって処理する。」、「輕易なものについては除くことができる。」と定められている。そして、「文書とは、業務上必要なすべての書類及び記録をいい」、同規程 2 条ではその区分は学内文書と学外文書と定められている。

また、同規程 11 条では、「文書の起案は、所定の起案、所定の用紙を使用し、主管の決裁を受ける。」と定められている。

同規程 18 条、19 条では、文書は、別に定めるもののほか、すべて主管場所において場所を定めて保管・保存する、保存年限表に従って年度別に分類・保存すると定められている。

同規程 21 条では、保存期間を終了した文書は、破棄の承認を受け焼却すると定められている。

(5) 検討

ア 監事の監査権限等

監事は、理事の業務執行を監督する機関であり、学校法人の公共性及び管理運営の適正性を確保するために極めて重要な役割を担っているところ

ろ、監事から監査の一環として資料の提供依頼があった場合、理事及び教職員は、監査の目的を遂げるために必要な協力をしなければならないことはもちろんである。

もっとも、監事から監査として資料の提供を求められた場合、理事及び教職員が具体的にどのような義務を負うのかについては、個別具体的な事情に基づき判断されるため、一律に判断できるものではない。

イ 本件監査の目的

(7) 理事の理事会における発言や意見表明は、理事の業務として行われるものであり、監事の業務監査の対象になり得るものである。

E監事は、議事録作成を担当していたD課長に対し、理事会の内容等を確認するため、また、理事会の議事録が正確に作成されているかを監査するため、本件録音データの提供を依頼したものである。

また、当委員会のヒアリングに対し、E監事は、「本件録音データについては、理事（学院長兼学長）であるA氏の理事会における発言の内容を確認した上で、議事録に記録として残すために議事の録音データの提供を求めたものであり、手控えメモについては、議事録案の修正を手控えメモに基づき行ったという説明があったため、提供を求めたものである。」旨を説明している。

したがって、監査として、議事の録音データ及び手控えメモの提供を求めることは、監査の目的として正当と認められる。

(1) なお、執行部からは、E監事は、一連のA氏発言があった理事会に出席しており、自身で録音データを保有していたと思われることから、本件録音データの確認・提供の必要性が認められないのではないか、録音データを提供すると外部流出の可能性もあるなどの意見も述べられていた。

しかし、本件録音データは、まさに議事録を作成する目的で、議事の

内容を確認するために録音されたデータであるから、当該理事会に出席していたとしても、少なくとも理事会の議事録作成に関する監査においてその内容を確認する必要性がないとはいえない。また、E監事に対して録音データを保有しているか否かの確認を取ったものでもなく、外部流出の可能性も抽象的なものに過ぎないことから、いずれも監査の必要性を失わせる事情には当たらない。

ウ 録音データをめぐる対応等について

(7) 録音データの文書取扱規程の「文書」該当性

鎮西学院には、理事会の議事の録音データの取扱について特段の規定等はないが、文書取扱規程において、「本学院における文書の取扱は、別に定めるもののほか、この規程によって処理する。」と定められており、「文書」に該当する場合には、原則として同規程の適用があり得る。

鎮西学院の文書取扱規程では、「文書」は、「業務上必要なすべての書類及び記録」と定義されており(文書取扱規程2条)、特段の限定はなく、広く定義されている。

そして、理事会の議事の録音データは、議事録を作成するために取られるものであり、業務上必要な記録に当たる上、職員が職務上作成した記録であって鎮西学院の備品のICレコーダー、パソコンに保存されることからすると、当該録音データは、形式的には、業務上必要な記録、すなわち「文書」に該当し得るものであり、文書取扱規程の適用があり得るものと解される。

もともと、文書の起案は、所定の起案、所定の用紙を使用し、主管の決裁を受けると定められていることからすると、当然に文書取扱規程の適用があるともいい難い。

とはいえ、理事会の議事の録音データは、議事録を作成するための記録であり、議事録は起案後に決裁を受けることが予定されていることに

鑑みると、少なくとも議事録が作成されるまでの間は文書に準じた取扱が必要となると解される。

したがって、本件録音データは個人の手控えには当たらず、少なくとも議事録が完成するまでの間は、鎮西学院の学内文書に準ずるものに該当すると解される。

(イ) 監査に対する協力義務

鎮西学院の監事監査規程では、前記のとおり、監事は、監査の実施に当たり、理事及び教職員に対して質問をし、事実の説明を受け、又は必要に応じて資料の提供を求めることができ、監査対象部門の者は、監査が円滑に遂行されるよう協力しなければならないとされている。

監事から、監査の一環として資料の提供を求められた場合、理事及び教職員は、特段の事情のない限り協力する義務があり、当該資料が文書取扱規程の適用を受ける「文書」（文書取扱規程2条）に該当するのであれば、原則として提供義務があると解され、これに伴い「文書」に準ずるものも、原則として提供義務があると解される。

(ウ) 録音データの特性等

ところで、録音データは、生の発言を正確に記録ができる一方で、複製も容易であり、一般的に取扱には慎重な対応を要する資料である。

すなわち、議事の内容を正確に確認するためには極めて重要な資料である一方で、理事会の議事の録音データには鎮西学院の機密情報や関係者のプライバシーに関わる情報なども含めセンシティブなものが含まれる。また、通常外部に公開されることが予定されていないものであるから、セキュリティ上も慎重な取扱を要する。

議事の内容を確認するためであれば、録音を再生して聴取する機会を与えるなどの方法もあることから、監査のために録音データの確認が必要であるとしても、録音データそのものを交付することが必須とまでは

いえない。

監査のために必要性があったとしても、鎮西学院が録音データそのもの（複製を含む）を提供する義務を負うかについては様々な見解があり得ると思われる。

(エ) 本件録音データをめぐる対応の問題点

- a 当委員会の調査の結果、E 監事がD 課長に対し、本件録音データの提供を求めた時点では、本件録音データが存在していたことが認められる。

そして、本件録音データは、理事会の議事の内容を確認するという監査の目的に照らすと、録音データの特性を踏まえても、監査のために提供・確認方法等を検討し、監査に協力すべきであった。

b D 課長による本件録音データの消去

- (a) 当委員会のヒアリングに対し、D 課長は、本件録音データについて、「3 月 1 日から 3 月 8 日までの間に 2 月の理事会の議事録の原案を起案した上で削除した。」、「削除前に C 事務局長には報告しなかった。」、「慣例に従って削除したので、そこまで深刻に捉えていなかった。」などと陳述した。そして、D 課長は、「過去にも理事会の議事が外部に漏れていると感じる出来事があり、監事であっても録音データを渡すことはよくないと考えていた。」、「本件録音データは、A 氏と E 監事の個人間の紛争に関するもので監査の対象ではないと考えていた。」、「議事録に個人間の紛争を持ち込んでほしくなかった。」などと陳述した。また、D 課長は、「削除するなら自分の責任でと思った。」、「相談して迷惑を掛けたくなかった。」などとも陳述した。
- (b) これらの陳述から明らかなとおり、D 課長は、E 監事から監査として本件録音データの提供依頼を受けたことを認識しながら、これをあえて消去したと評価できる。

この消去した行為自体、著しく不適切である。

- (c) そして、D課長は、当該提供依頼が監査に該当するのか疑問を抱き、また、録音データの外部流出などに懸念を抱いたというのであるから、その疑問や懸念が合理的かどうかの問題は別としても、慎重な対応が求められる事態であることが明らかであり、少なくとも、その対応について上司に相談し、指示を仰ぐべきである。

また、D課長は、議事録の原案を作成後に消去した旨陳述しているが、議事録案の出席者への共有もなされておらず、少なくとも議事録は完成していない状況であり、この点の説明も合理的とはいえない。

仮に、録音データの取扱について明確な規定等がなく、議事録案作成後に録音データを消去する慣例があったとしても、この時は、監事から監査として当該録音データの提供を具体的かつ明確に求められていた以上、消去前に、慣例に従った消去について上司に相談し、判断を仰ぐべきであった。

このように、D課長が、上司に相談をしたり、指示を仰いだりすることなく、独断で当該録音データを消去したことは、著しく不適切である。

- (d) さらに、D課長の陳述には、E監事に提供しなければならない状況になり得ることも認識しつつ、意図的に消去したことをうかがわせるものもある。

この点からも著しく不適切であるといわざるを得ない。

c C事務局長の対応

C事務局長は、E監事から監査としてD課長に録音データの提供依頼があっていることを認識しながら、D課長に対し、当該録音データの取扱について具体的な指示をせず、その対応において上司の判断を

仰ぐよう指示もしなかった。

その結果、前記のとおりD課長が当該録音データを消去したこと等に鑑みると、このC事務局長の対応も不適切というほかない。

d 執行部の対応

監事から、監査として対応を求められた事項について、執行部内で情報が十分共有されておらず、その対応について具体的な検討・協議がなされた経過もない。

その結果、当該録音データが消去されたのであるから、内部統制が機能していないといわざるを得ない。

エ 本件手控えメモをめぐる対応について

(ア) 文書取扱規程の「文書」該当性

鎮西学院の文書取扱規程では、前記のとおり「文書」とは、「業務上必要なすべての書類及び記録」と定義されているところ（文書取扱規程2条）、「文書」の定義は広く、手控えメモも、形式的には「文書」に該当する可能性がある。

しかし、手控えメモは、職員によって業務上作成されているものであるものの、個人の備忘のために作成されるものである性格が強く、組織内での共有、保存等は予定されていないことから、「文書」に該当しないという解釈も十分可能である。

(イ) 監査に対する協力義務

執行部は、手控えメモについて、事務担当者が議事録作成の備忘として残したもので、議事録と一体をなすものではなく、提供義務はないと意見を述べている。

前記のとおり、手控えメモは、「文書」に該当しないという解釈も十分可能でもあり、一般的には個人の備忘のためのものと考えることができないわけではない。

しかし、本件では、議事録作成のために存在していた議事の録音データが事務担当者によって消去されたという事情があり、しかも、その消去は、E 監事が監査として提供依頼をした後に行われており、議事の内容を事後的に確認するための資料が失われたという極めて特殊な状況があった。

また、E 監事が、監査として、手控えメモの提供依頼を行ったのは、令和6（2024）年4月26日に、C 事務局長が、E 監事に対し、同年3月14日に送信した議事録案から同月26日に送信した議事録案への修正を手控えメモに基づき行ったと説明したこと（前記(3)ウ(エ)）に起因するものである。

少なくとも、そのような状況下においては、手控えメモの提供（閲覧又は写しの提供等を含む）について協力する義務があったというべきである。

(ウ) 本件手控えメモをめぐる対応の問題点

執行部は、E 監事に対し、本件手控えメモを開示しない理由について、事務担当者が議事録作成の備忘として残したもので議事録と一体をなすものではなく、提供義務はない旨の回答をするのみで、録音データが消去されたという状況で、議事の内容を検証するために可能な協力をする姿勢を示していない。

また、当委員会のヒアリングにおいても、C 事務局長及びD 課長からは、本件手控えメモの提供（閲覧又は写しの提供等を含む）を拒む実質的な理由や、提供することによる弊害等について特段の説明・弁明等は無かった。

(エ) 本件手控えメモをめぐる説明等

当委員会のヒアリングに対し、D 課長は、「本件手控えメモは、理事会の配付資料に走り書きをした程度のもので、議事録案の原案を作成し終

え、本件録音データと同時期（３月８日頃）にシュレッターにかけて破棄した」旨を陳述した。

他方で、執行部及びD課長は、前記のとおり議事録案の修正（３月１４日から３月２６日の間に行われたもの）は本件手控えメモに基づき行ったと説明しており（前記(3)ウ(エ)）、時系列が整合せず、説明が矛盾している。

また、当委員会に対する提供資料（２月の理事会の配布資料）の中に、本件手控えメモの一部と思われるものがあり、この点についてD課長に確認を行ったところ、「本件手控えメモの一部である。」との説明であった。

このように、D課長の本件手控えメモに関するこれらの説明はいずれも不合理といわざるを得ない。

また、少なくとも、当委員会が確認した本件手控えメモの一部の内容は、出席者の発言の一部を走り書きした程度のものであり、その内容からすると、E監事に提供することについて特段の支障があったとはいえない。

オ その他、E監事の監査（調査）への対応

- (ア) E監事の監査としての資料提供依頼や質問は、理事会や５月２０日の監事監査を除くと、基本的にEメールで行われており、電話や面談等ではなされていない。

E監事とD課長及びC事務局長らとの一連のEメールのやりとり（前記第３の３(3)イ、ウ、エ）からは、E監事が質問したことについて、D課長やC事務局長が回答した内容がかみ合っていないもの、設けられた期限の間際まで回答（返信）がされなかったり、期限が設けられていない場合は督促があるまで回答（返信）がされていなかったりした経過等が確認できる。

また、D課長からE監事に対する連絡等が、EメールからFAXに変わった（他の理事にはEメールで連絡をしているものも含め）経過も確認できる。E監事は、D課長に対し、Eメールの方が確認をしやすいという希望を伝えたが、その後も、D課長は、E監事に対し、議事録案等を送る際、Eメールではなく、FAXで送信している。

(イ) これらの点について、当委員会のヒアリングに対し、D課長及びC事務局長は、以下のとおり陳述した。

a D課長は、「E監事に対してありのままを送ったつもりだが、偽装があったというような言われ方をした。Eメールを出すたびに、E監事は不信感と募らせているように感じた。不信感が不信感を呼ぶ状況だった。E監事からは夜中に送信されたEメールもあり、監査を名目にEメールで攻撃を受けたと思っている。当時、E監事のことを考えると気分が悪くなる状態だった。持病で通院しているが、一連の対応をしている際は体重が急激に減り、眠れなくなった。C事務局長からは、Eメールは勤務時間外には見ずに、勤務時間中に見るように指導を受けた。」などと陳述した。

また、D課長は、E監事への連絡がEメールからFAX送信になった理由については、「E監事から、EメールではなくFAXで連絡があったこと、また、Eメールを送り間違えたり、うっかりが多かったので、C事務局長の指導もあり、形が残るようFAXを使用するようになった。」などと陳述した。

b C事務局長は、D課長とE監事とのやりとりがFAXになった理由について、「連絡の確実性を確保するため、また、職員の負担軽減のため、夜中にEメールを確認しないようにするためであった。」、「D課長のICTスキルに問題があった（Eメールの送り間違いなど）。」などと陳述した。

また、「学校法人にとって例年３月から４月にかけては、入試、卒業、入学、人事、新学期準備等に関する業務があつて繁忙期であり、連日Ｅメールが来ていたことも相まって事務が滞っていた。」などと陳述した。

- (ウ) 確かに、監査報告書が指摘するとおり、Ｄ課長やＣ事務局長の質問への回答（返信）状況やＦＡＸの利用などをみると、監査が円滑に行われるような協力や対応がなされていなかったことが認められる。

他方で、Ｅ監事から対応を求められていた時期は繁忙期であったことに加え、理事会運営の混乱もあり、通常業務ではない業務に追われていた状況があったことも推認できる。この点、監事監査規程は、「監事は、監査の実施にあたっては、学院の業務の円滑な遂行及び教育・研究の特性に十分配慮しなければならない。」（監事監査規程７条４項）と、監査実施に当たっては、教職員等の業務の円滑な遂行に対する十分な配慮も求めている。

また、Ｅ監事との質問等のやりとりがＥメールのみに終始しており、相互にコミュニケーションが十分取れていなかった面もあり、相互に不信感が不信感を呼ぶ状況があったことも推認できる。

以上から、Ｅ監事に対する質問への回答や資料の送付方法等には、誠実性を欠くと受け取られ得るものや不適切なものがあつたことは否定できないものの、当時のＣ事務局長及びＤ課長の状況等に鑑みると、これらの点について積極的に監査妨害の意図があつたとまでは認められない。

(6) 結論

Ｄ課長が本件録音データを消去したこと、Ｄ課長が監査の対応について指示を仰がなかったことは著しく不適切であり、また、Ｃ事務局長がＤ課長に監査の対応について具体的な指示等をしなかったことも不適切であつて、これらの点については監査妨害があつたと評価されてもやむを得ない。

しかし、その他の質問への回答や資料送付の方法等の一連の対応については、監査妨害があったとまでは認められない。

なお、本件録音データ消去や本件手控えメモの廃棄について、C事務局長等の執行部が、D課長に対して消去、廃棄を指示するなどの積極的な関与をした事実を認定し得る証拠は確認されなかった。

(7) 鎮西学院の取組に対する評価及び提言

ア 鎮西学院は、監査報告書の指摘を受けた取組として、議事録作成における録音データや資料の取扱いについては、正式な議事録としての確定プロセス、情報公開等を含め、私立学校法改正に伴う内部統制システムの整備の一環として、今年度内にガイドラインを策定することとしている（添付資料3）。

イ そして、鎮西学院は、C事務局長による監査妨害の指摘に関しては、令和6（2024）年5月24日の理事会において、C事務局長の懲戒処分を求める議案が審議の上で可決され、理事会に懲戒委員会を設置して事実確認を行うこととした（添付資料2）。

また、同理事会において、監査をめぐる対応に関して、D課長の懲戒処分を求める議案を審議した。

ウ 以下、当委員会の提言等について述べる。

(ア) 議事の録音データの取扱いも含め、議事録の作成に関して、正式な議事録としての確定プロセス（議事録案の作成、共有・確認、加除修正、確定、押印等）等について、内部統制システムの整備の一環として、ガイドラインを作成することについては、当委員会も求めるところであり、妥当である。

(イ) 監事から監査妨害と指摘された点については、監査報告書で指摘があった直後の理事会においてD課長とC事務局長の懲戒処分を求める議案が審議されている。

監査妨害といわざるを得ない対応があったことは著しく不適切であるが、不適切な行為があった後のこのような理事会の対応については、内部統制、ガバナンスが機能しているものといえ、一定の評価ができる。

ただし、理事会に設置する懲戒委員会の構成については、後記で検討する法人事務局長の地位・権限等の問題の指摘もあるため、鎮西学院内の常勤理事だけではなく外部理事を加えることも含め、理事会内で慎重な検討がされるべきである。

- (ウ) 本件録音データの消去や本件手控えメモの提供拒否が起きた背景には、前記第2の2(6)イの提言と同様、理事及び教職員の私立学校法及び寄附行為で定められた監事の職務、責任等に対する理解不足のほか、理事の職務、責任等についての理解不足があると考ええる。

再発を防止するためには、全理事だけではなく、監事の監査に関わる教職員も含め、私立学校法及び寄附行為で定められた監事や理事の職務、責任について研修等を行うことを検討すべきである。

- (エ) また、監査への対応においては、執行部や事務局の側からも積極的に監事に対して面談を求めたり、資料などを直接確認するよう求めたりするとともに、疑問点を解消したり、問題意識を共有したりするために、監事との間でコミュニケーションを図ることが重要である。
- (オ) さらに、執行部内での情報共有が不十分であったこと、重要事項について担当職員が独断で判断、行動せず、上司の判断を仰ぐことを徹底するなど、内部統制を高める対応がなされるべきである。
- (カ) ところで、2月の理事会の議事については、鎮西学院が録音していたもの以外に、当委員会も確認した2月29日理事会録音データが存在している。

出席者が各自で録音することについては様々な考え方や利点、弊害があると思われるが、議事の録音データの取扱を定めるにあたっては、こ

これらの点についても議論されることが望ましい。

4 「4 理事会議事録に関する問題」について

(1) 監査報告書の指摘

監査報告書では、①理事会の出席者に議事録案の承認を得ないまま、預かっている印鑑で押印し、議事録を作成していたことは議事録の作成方法として不適切であるというだけではなく、私文書偽造罪に該当し得るものであること、②議事録を作成する目的は、当該会議における経過を後に確認することができるようにしておくことであるが、議事録に出席者が求める発言をしないこと及びその実質的理由を説明しないことは、その目的を理解していないし、執行部の一存で記載内容を決定するのは恣意的であるという指摘がされている。

(2) 鎮西学院の意見

鎮西学院の意見は、以下のとおりである（添付資料2）。

ア 総務課で理事全員の印鑑を預かって総務課で議事録に押印することについては、理事就任時に各理事の了承を得ていた。

イ 議事録の作成方法について、令和3（2021）年12月までの理事会議事録は学内理事に確認後、預かっている印鑑で押印していた、令和4（2022）年3月、5月の理事会議事録は前任の課長（令和4（2022）年9月退職）が事務を滞らせており残務整理として同年末頃によりやく議事録が提出された、その際のD課長への引継としては、理事の印鑑は総務課で預かっているのをそれを押印するようということであった、令和5（2023）年3月、5月の理事会の議事録は監事の確認・押印後、理事の押印は総務課で預かっている印鑑で押印した、同年10月の理事会の議事録からは全理事に確認後に押印している。

ウ 議事録に出席者が求める発言を記載しないという点については、E監事が記載を求めた一連のA氏発言は余事事項であり、議事録に記載すべきと

は考えていない。

執行部として、2月の理事会における「意見書（学部長選挙に関するもの）」に関する議事内容について、議事録に記載すべき事項としては、

- a 学部長選挙の投票用紙にナンバリングがされており、大学運営に対して不信感を抱かせるような看過できない行為があったことへの監事からの意見
- b 学部長選挙時に投票用紙にナンバリングしたことの事実確認
- c 意見書に関して、A理事から監事へ、意見書の内容について、一方的な内容になっており、双方への事実確認を経たうえでの内容になっていないことへの強い抗議がなされたこと。
- d 監事としては、今回の意見書は、学部長選挙時の投票用紙へのナンバリングに関する事実の報告を求めているのであり、寄附行為に定める業務監査の一環で行っていること。
- e 監事の意見書の求めに応じ、次回理事会及び教授会において、報告を行うこととしたこと

の5点であり、これらの内容を議事録に記載した。

(3) 事実認定等

ア 議事録案作成の過程

鎮西学院における理事会の議事録案の作成は、法人事務局の課長によって代々行われていた。

その方法は、以下のとおりである。

課長は、理事会開催の際、議事録案作成のため、事務担当者として陪席し、その際、手控えメモを取ったり、議事を録音したりしていた。

課長は、理事会の終了後、手控えメモや録音データを基に議事録案を作成し、事務局長の確認・修正等を経て、その承認を受け、理事長（議長）に提出していた。

近時の議事録作成担当者は、以下のとおりである。

(ア) 令和3（2021）年10月まで

K氏

(イ) 令和3（2021）年12月から令和4（2022）年5月まで

L氏

(ウ) 令和4（2022）年10月から令和6（2024）年5月（調査対象期間）まで

D氏

イ 理事会出席者に対する議事録案の内容の確認

鎮西学院によると、課長が作成した議事録案について、理事会出席者に内容の確認を求めている時期があった。この点については、当委員会のヒアリングに対し、複数の理事が同様の陳述をしている。

理事会出席者に対する議事録案の内容の確認方法等については、D課長以外の既に鎮西学院を退職した前任者らからのヒアリング等は実施していないため、詳細が不明な部分もあるが、少なくとも、令和5（2023）年10月以降に開催された理事会については、Eメール又は郵送で、出席者に議事録案を送って確認を求めている。

ウ 理事会出席者の議事録への押印

令和4（2022）年12月開催の理事会までは、全出席理事が記名・押印する体裁で議事録が作成され、令和5（2023年）年3月開催の理事会からは、全出席理事と全出席監事が記名・押印する体裁で議事録が作成されていた。

なお、監事が記名・押印する体裁となったのは、議事録に関する寄附行為の規定が改正されたことによるものである。

令和3（2021）年12月の理事会議事録までは、学内理事に確認後、総務課で預かっている印鑑で押印をしていた。

令和5（2023）年3月の理事会からは、出席監事に議事録の確認を求めて監事には自ら押印してもらうようになった。同年3月、5月の理事会の議事録は監事の確認・押印後、理事の押印については総務課で預かっている印鑑で押印した。

なお、鎮西学院によると、議事録の押印に使用されている理事の印鑑については、各理事の就任時に、総務課で預かり、議事録に押印することについて了承を得ていたと説明されている。

エ 令和6年2月29日に開催された2月の理事会において、E監事が「意見書（学部長選挙に関するもの）」（添付資料6）等を提出し、この意見書について説明したところ、A氏からE監事に対し、一連のA氏発言がなされた。

オ 2月の理事会終了後の同理事会の議事録をめぐる関係者のEメールの主なやりとりは、前記第3の3(3)イ、ウ、エのとおりである。

カ E監事が議事録に記載を求めた一連のA氏発言は、完成した2月の理事会の議事録には記載されなかった。

キ 令和6（2024）年3月28日の理事会（以下「3月の理事会」という。）において、E監事は、同日付け「報告書」（添付資料4）を配布し、一連のA氏発言等について説明した。

ク 3月の理事会の議事録には、監事から学部長選挙に関する意見書とこれに対する報告について、「E監事にコメントを求めたところ、別紙『報告書』に基づき報告があった。」との記載があり、同報告書は議事録に添付された。

同報告書は、文書取扱規程の適用のある「学内文書」（2条(1)）として永久保存の対象となり（18条、別表2 第一種3「理事会・・・に関する記録」、保存されている（鎮西学院からの回答により確認））。

(4) 法令規程等

ア 本件当時、私立学校法には理事会の議事録の作成に関する規定はない。

なお、令和 7（2025）年 4 月 1 日施行の改正私立学校法（以下「改正私立学校法」という。）では、理事会の議事録に関して条文が定められた（改正法 43 条 2 項、3 項、施行規則 15 条 2 項）。

イ 鎮西学院の寄附行為 21 条 1 項には、議長が理事会の開催場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならないと定められている。

そして、寄附行為 21 条 2 項には、議事録には、出席した理事全員及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ）若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事 2 名以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならないと定められている。

なお、令和 5（2023）年 3 月改正前の寄附行為では、議事録には、出席した理事全員が署名押印しなければならないと定められていた（旧寄附行為 21 条 2 項）。

また、寄附行為施行細則 7 条には、理事会の議事録については、その議事経過の要領、結果及び議決の場合は賛否の数を記したものを作成すると定められている。

ウ 理事会規程には、議事録に関して特段の規定はない。

当委員会が鎮西学院から提供を受けた資料では、理事会の議事録の作成に関する理事会決議や規程は確認されていない。

(5) 検討

ア 議事録の作成方法

(ア) 鎮西学院の寄附行為では、前記のとおり、議事録の作成者は、議長（理事長）とされ、出席した理事全員及び監事又は互選された 2 名以上の理事及び監事が押印することとされているところ、これは、議長が議事録を作成したうえで、出席した理事全員及び監事又は互選された 2 名以上

の理事及び監事にその内容の承認を求める趣旨であると解される。そして、押印を求められる者は、議事録の内容を確認し、これを承認する趣旨で押印することが予定されていると解される。

- (イ) 鎮西学院は、過去の一定期間、出席者に議事録の内容の確認を経ないまま、事前に預かった印鑑で議事録に押印していた事実があることを認めている。

当委員会のヒアリングでも、いずれの理事も理事会の議事について議事録が作成されていることは認識していた。

にもかかわらず、過去の議事録作成について、3月の理事会までは出席者から特段の異議が出ていなかったとはいえ、出席者の実質的な確認・承認を経ないまま議事録が作成されていたことは、著しく不適切といわざるを得ない。

- (ウ) 当然ながら押印は自ら行うのが原則であるが、議事録が出席者全員が押印する体裁で作成されていたこと、遠方に居住する理事がいたこと、コロナ禍の影響もあったことなどから、速やかな議事録作成のためには預かった印鑑で押印をすることにもやむを得ない事情もあったと思われる。

しかし、預かって押印するのであれば、印鑑の取得・保管について適式な管理を行うべきであるが、理事の中には預けたかどうかの認識がない者も存在する。そして、鎮西学院側に、理事から印鑑をどのように適式に預かったか全く記録がないことからすると、印鑑の取得・保管は不適切といわざるを得ない。

なお、当委員会のヒアリングに対して、理事からは、押印に使用された印鑑について、「理事になったときに印鑑を作成することを了承した。」、「印鑑は事務局に預けている。」、「理事就任時に印鑑を渡したか記憶がない。」、「事務局が押印していたことは、特に問題ない。」、「印鑑を預け

た記憶はない。」などの種々の陳述があった。

- (エ) また、各理事から理事就任時に、議事録作成のために印鑑を預かること、議事録に押印することなどについて包括的な承認を得ていたとしても、議事録の内容の確認と承認を全く経ないままに押印することは、いづれにしろ著しく不適切である。

- (オ) このように、議事録の作成に関して、議長である理事長をはじめとした執行部や事務局の対応に不適切な点があることは前記のとおりであるが、これらの点は、それぞれの理事が、議事録の作成について関心を持っていなかったこと、注意を払っていなかったことに起因するものでもある。

当委員会のヒアリングに対して、理事からは、「議事録を意識していなかった。」、「E 監事の指摘があるまで、議事録を確認したことがなかった。」、「完成した議事録を見たことがなかった。」などの陳述があった。

このため、議事録作成の問題については、理事長をはじめとする執行部や事務局だけに責任があったとすべきではなく、各理事及び理事会全体の問題として捉えるべきである。

議事録の作成について、理事会終了後に、各理事がその内容等について確認を求めるなどの関心を持っていなかったことも不適切である。

イ 出席者が求める発言の記載

- (ア) 本件当時の私立学校法及び同法施行規則には、理事会の議事録の作成及び記載事項は法定されていない。

鎮西学院の寄附行為では、議長は、「議事事項及びその他の事項等について議事録を作成しなければならない」と定められ、寄附行為施行細則には「その議事経過の要領、結果及び議決の場合は賛否の数を記したものを作成する」と定められているところ、この規定から直ちに記載事項が決まるものではないため、作成者である議長には記載事項の決定に一

定の裁量があると解される。

しかし、その裁量は無限定ではなく、理事会における理事や監事の発言や意見は、理事や監事の善管注意義務の履行やその違反を判断する場合に重要な資料になり得るものであり、重要な発言、意見、質疑応答等があれば、それらは議事録に記録する必要があると解される。

- (イ) ただし、実際上は、発言、意見、質疑応答等について、何が重要であるかという具体的な判断は、非常に難しい。

よって、少なくとも、出席者が発言や意見の議事録への記載を求めた場合、出席者が自ら重要性を判断してこれを求めているのであるから、議長に一定の裁量があるとしても、原則としてその内容は記載すべきである。

- (ウ) その上で一連のA氏発言について、鎮西学院は、議事とは直接関係のない余事事項であるとの見解である。

しかし、一連のA氏発言は、理事会の場での、理事の一人で執行部の一人でもある理事からの監事に対する発言である。そして、E監事が、鎮西学院で実施された学部長選挙について意見を述べる中でなされた発言であり、議事の経過に当たり得る。また、その発言内容は、理事の解任を含めた処分を検討する事由になり得るものでもあった。

したがって、余事事項とはいいい難く、E監事が記載を求めた一連のA氏発言は、議事録に記載すべきであり、これを記載しないという対応は不適切である。

ウ 議事録への不記載についての説明

監査報告書の指摘する、議事録に記載しない実質的な理由を説明しないとの点について、E監事とD課長及びC事務局長らの一連のEメールのやりとりからすると、C事務局長は、E監事に対し、当該議題について議事録に記載すべきと考える要点5つを挙げてそれを説明し、また、要点しか

記載しない根拠と考える寄附行為細則の規程の説明などはしている経過が確認できる。

E 監事からの質問に対して C 事務局長及び D 課長が回答をするまでに一定の時間を要していること、設けられた回答期限の直前まで回答をしていないこと、質問と回答がかみ合っていないことなどは認められるものの、その理由は、議事録に対する両者の根本的な見解の相違が主たる原因である。

C 事務局長らが、実質的な説明を全くしていないとまでは評価できない。

(6) 結論

①理事会の出席者に議事録案の内容の確認を求めず、承認を得ないまま、預かっている理事の印鑑で押印し、議事録を作成していたことは、議事録の作成方法として著しく不適切であった。そして、この点に関しては、各理事が、あるいは理事会として、議事録作成について関心を持たず、注意を払っていなかった点も不適切であった。

また、②一連の A 氏発言について、E 監事が記載を求めたにもかかわらず、議事録に記載しなかったことは不適切であった。

(7) 鎮西学院の取組に対する評価及び提言

ア 鎮西学院は、監査報告書の指摘を受けた取組として、正式な議事録としての確定プロセス等については、私立学校法改正に伴う内部統制システムの整備の一環として、今年度内にガイドラインを策定するとしている（添付資料 3）。

また、E 監事が記載を求めた一連の A 氏発言については、2 月の理事会の議事録には記載しなかったが、令和 6（2024）年 3 月 28 日に開催された 3 月の理事会の議事録に、一連の A 氏発言が記載されている E 監事作成の同日付け「報告書」（添付資料 4）を添付した。鎮西学院によると、この報告書は理事会に関する記録として永久保存の対象となるとのこと

である。

イ 前記第3の3(7)ウのとおり、議事録の作成に関して、録音データの取扱いも含め、正式な議事録としての確定プロセス（議事録案の作成、共有・確認、加除修正、確定、押印等）等について、内部統制システムの整備の一環として、ガイドラインを作成することについては、当委員会も求めるところであり、妥当である。

しかし、前記でも指摘したとおり、当委員会のヒアリングでは、これまで理事会の議事録にほとんど関心をもっていなかったという理事も複数いたことから、理事会の議事録の意義等について、理事会内で再確認するとともに、上記ガイドラインの整備にとどまらず、理事及び監事に対し、議事録の意義等を含め、理事及び監事の職務、責任等に関して研修等を行うことを検討すべきである。

なお、鎮西学院は、議事録の記載に関して、E監事が求めるとおりの対応はせず、また、議事録とは形が異なり、記録に残すまでに時間も要したものの、前記のとおり最終的には一連のA氏発言を記録に残し、保存するという対応を取っている。E監事が議事録に記載を求めた目的は、A氏の責任等を判断するために一連のA氏発言の詳細を記録に残すことにあったのであるから、この目的の一部は達成されているともいえる。一定程度、カバナンスが機能したものと評価できる。

5 「6 校長選考過程の問題」について

(1) 監査報告書の指摘

監査報告書は、①執行部が鎮西学院高校の校長選考過程において高校職員会議の意見を聴取すると定めている校長選考規程の趣旨を軽視していること、②令和5（2023）年12月15日の理事会におけるA氏又は執行部の校長選考過程に関する説明が不適切であることなどの問題を指摘する。

(2) 鎮西学院の意見

2月の理事会において、高校教職員の意見を尊重したH氏の再任案が決議され、解決済みである。

(3) 事実認定等

ア 令和5（2023）年10月27日、理事会は、令和6（2024）年3月の任期満了に伴う鎮西学院高校校長（以下「校長」という。）の選考を行うため、校長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置した。

選考委員会の委員は、B理事長、理事会選出のA氏及びC事務局長の執行部3名のほか、高校教員会議選出のM副校長、N教員の計5名であった。

イ 同年11月8日、第1回選考委員会が開催された（ただし、委員のM副校長が忌引きのため、O教頭が代理出席した）。

同選考委員会の議事録によると、第1回選考委員会では、B理事長から、校長候補者選出の基本方針（第Ⅱ期中期計画の目標達成等）が示され、A氏から、校長候補者としてG氏が提案された。これに対して、高校職員会議選出委員からは、現校長であるH氏の再任を望む主旨の意見が出された。

また、高校教職員の意見聴取については、前回（令和2（2020）年）と同様の方法で行うことが確認された。

ウ 同月28日、第2回選考委員会が開催された。

同選考委員会の委員会の議事録によると、議事の内容は以下のとおりである。

(ア) 高校職員会議選出委員からは、高校教職員の意見聴取結果について、「次期高等学校校長候補者について」と題する高等学校教職員一同名義の書面（以下「教職員提出書面」という。）が提出されたほか、アンケート回答のまとめ（以下「アンケート書面」という。）が提出された。

そして、それらの文書には、G氏を候補者とする議案は受け入れられず、現校長のH氏の再任を希望するなどの内容が記載されていた。

また、主な理由として、2018年の医進コース開設検討時の混乱の責任の問題は前回選考時に解決していること、野球部監督の契約に関する責任問題は現校長の責任問題とはいえないこと、定年を1年残しての退任は中途半端であり、引継もなく新校長を配置するのは不安が大きいこと、現場の意見を無視した人事は現場に混乱を招く恐れが大きいことなどが挙げられていた。

アンケートの回答として、現校長の再任をしない理由が不明確であること、生徒募集、部活動の支援、教育内容の見直しと改革等、失敗を指摘しつつも、その実績を高く評価、建学の精神の理解・継承が途中であり外部からの人選は不安が大きいこと、高校の現場の声を法人経営に反映してほしいことなどが記載されていた。

- (イ) そして、教職員組合からは、現校長を再任するにあたり、次期校長候補者のG氏を1年間、指導監として配置し、引継を行ったのち、現校長の定年退職後、G氏を校長として選任する案の提案がなされた。
- (ウ) 一方で、これら高校教職員の意見聴取結果を十分踏まえつつも、「総合学園化」という第Ⅱ期中期計画の目標達成に必要な資質・能力・実績を考慮し、委員会としては、次期校長候補者としてG氏を選出することとなった。

エ 同年12月4日、常置委員会において、前記選考委員会の議を受けて、選考の結果、G氏を校長候補者と決定した。

オ 同月15日、理事会（以下「12月の理事会」という。）において、第4号議案として、G氏を校長に選任する議案が提案された。

同議案に関する執行部の準備した理事会資料として、「任期満了に伴う鎮西学院高等学校校長の選任について」と題する書面が事前に配布されていた。

また、同議案の審議にあたり、P理事から、同理事会の場で、教職員一

同名義の教職員提出書面とPTA役員会名義の「重要な人事についてのお
願い」と題する書面が提出・配布され、選考委員会で複数候補者が出た場
合、1名に絞ることがおかしいなどの指摘があった。

そして、A氏からは、理事会配布資料に沿ってG氏の経歴、選出理由等
が説明された。

また、出席者からは、選考委員会においてどのような議論があったのか
との質問がなされるなどした。

A氏からは、「(選考)委員会においては、高等学校教職員側が提出した
意見をどういう趣旨で持ってきたかについて話し合いを行ったが、出席の
(教職員)代表者の方から強硬な反対意見はなかった。」旨の説明がされる
などした。

その後、決議が取られ、この議案は、賛成5票、反対7票、棄権1票で
否決された(令和5(2023)年12月15日理事会議事録)。

カ 令和6(2024)年1月22日、常置委員会において、校長選考につ
いて協議がされた。

キ 同年2月13日、校長選考について、委員であるA氏、C事務局長、M
副校長及びN教員の協議が行われた。

その結果、H氏を定年まで1年間続投させ、残り2年間はG氏とする案
を検討することとなった。

ク 同月19日、校長選考について、委員であるA氏、C事務局長、M副校
長及びN教員の協議が行われた。

高校教職員の意見や臨時幹部会の意見を踏まえ、H氏の定年後の残り2
年間は、改めて選考を行うことになった。

ケ 同月22日、常置委員会において、校長選考について、H氏を校長候補
者と決定した。

コ 同月29日、理事会において、第1号議案「任期満了に伴う鎮西学院高

等学校校長の選考について」として、「次期校長候補者として、現校長のH先生を推薦する。」とした。

その上で、「ただし、上記候補者は2025年3月末をもって校長職の定年になることから、残任期間の2年間（2025年度から2026年度まで）の校長候補者を改めて決定する必要があるが生じる。残任期間を務める校長の候補者選考にあたっては、今般の選考過程における執行部の意向を十分斟酌し、改めて決定することとする。」との附帯意見が付された（令和6（2024）年2月29日理事会資料）。

この附帯意見については、B理事長から、決議する議案の中に含まれない旨の説明がなされた上で、決議が取られ、第1号議案は承認された（令和6（2024）年2月29日理事会議事録）。

(4) 法令規程等

校長選考規程2条では、校長の選考はこの規程が定めるところにより理事会が行うと定められ、同3条では、理事会は、校長の任期満了の場合などに選考委員会を設けると定められている。同5条では、選考委員会は、理事長が議長となり、理事会が指名する理事2名（校長を除く）及び高校職員会議が選出する専任教員2名により構成すると定められている。

そして、同7条1項では、「校長候補者の選考は、（選考）委員会の議を経て、常置委員会で候補者を決定する。」と定められ、同条2項では、「（選考）委員会は、校長候補者の選考に当たっては、事前に高校職員会議の意見を聴取するものとする。」と定められている。

(5) 検討

ア 校長選考規程の趣旨と執行部の対応の問題点等

(ア) 12月の理事会で上程されたG氏を校長に選任する議案は、校長選考規程に沿って理事会が選考委員会を設置し、選考委員会の議を経て、常置委員会において候補者が決定されており、同規定に基づく手続が履践

されている。

- (イ) そして、校長選考規程 7 条 2 項では、「事前に高校職員会議の意見を聴取する」と規定されているところ、選考委員会は、G 氏を校長候補者に選出するに当たり、高校職員会議の場で直接意見を聴取する方法は取っていないが、第 1 回選考委員会において高校教職員の意見の聴取は前回と同様の方法で行うことを確認した上で、その後、高校教職員に対してアンケートを実施し、第 2 回選考委員会においてアンケート書面を確認した上で、候補者の選考を行っている。

したがって、事前に高校教職員の意見の聴取自体は行われている。また、アンケート書面によると、多様な意見が出ていることに鑑みると、同項の手続自体は履践されていると評価できる。

- (ウ) しかし、第 2 回選考委員会において、高校教職員から提出されたアンケート書面及び高校教職員一同名義の高校教職員提出書面の内容からすると、執行部が G 氏を推薦しているのに対し、高校教職員はこれに反対して H 氏を推薦しており、選考委員会内において、明らかに意見が対立していることが確認できる。

また、高校教職員の意見聴取を経た上で、第 2 回選考委員会において G 氏を校長候補者とすることが決定されているものの、当該議案が上程された理事会では、P 理事を通じて、再び高校教職員から高校教職員一同名義の教職員提出書面が提出されるなどしており、意見の対立状況が全く収まっていなかったことがうかがわれる。

監査報告書の指摘は、このような状況があったにもかかわらず、十分な配慮がなされていないことの問題を指摘するものと思われる。

- (エ) ところで、校長選考規程 7 条 2 項が高校職員会議の意見を聴取すると定める趣旨には様々なものが考えられるところ、単に校長候補者の選考において現場の高校教職員の意見を聴取することだけではなく、選考委

員会が高校教職員に選考方針を説明するなどし、高校教職員の理解を得る機会を設けることにもあると思われる。

そして、前記の対立状況に鑑みると、理事会にG氏を校長に選任する議案を上程するに当たっては、選考委員会から高校教職員に対し、G氏を推薦した理由や教職員が不安を抱いている点などについて、改めて丁寧に説明する場を設けるなどの一定の配慮を行うことが望ましかったといえる。

- (カ) したがって、校長選考過程では、校長選考規程に沿った手続が履践されていたものの、前記のような意見対立状況からすると、選考委員会は、選考理由について高校教職員に改めて理解を求めたり、高校教職員の不安解消に努めたりするなどの対応をとることが望ましかった。

イ 12月の理事会における校長選考に係る議案の説明等について

- (ア) 12月の理事会において、G氏を校長候補者として選任する議案の審議にあたり、A氏は、同理事会の出席者に対し、理事会配付資料に沿って選任理由等を説明した。

そして、A氏は、同理事会の出席者に対し、選考委員会の経過を説明するとともに、選考委員会の職員会議選出の委員からは、G氏を校長候補者とすることに自分がみる限り強硬な反対意見がなかった旨の説明をした。

当委員会のヒアリングに対し、A氏は、第2回選考委員会で候補者選考の議決に至った経過について、「委員会では、教職員会議選出の委員とも1時間以上議論し、建前上はG氏の選任に反対しているものの、本音の部分では全面的にH氏の校長再任に賛成しているものではないとの感触を得た。」、「教職員会議選出の委員からは、今までの待遇や給与体系に手を付けないのであれば、トップにはこだわらないという発言もあった。」旨を陳述した。

しかし、第2回選考委員会において提出された教職員提出書面には教職員一同名義でG校長の選任に明確に反対する意見が記載されており、また、アンケート書面には、H氏の続投を求める意見が記載されていた。

さらに、理事会においても、P理事から改めて教職員一同名義の教職員提出書面が提出、配布されており、A氏の得た感触とは大きく異なる状況が生じていた。

したがって、このような状況にあったにもかかわらず、A氏が理事会において、教職員提出書面等に触れずに、高校教職員に強硬な反対意見はなかった旨を説明したことは、説明の正確性を欠いていたといわざるを得ない。

- (イ) また、執行部は、12月の理事会の第4号議案の事前配布資料として、「任期満了に伴う鎮西学院高等学校校長の選任について」と題する書面を配布していた。

しかし、選考委員会の議事録、常置委員会の議事録、教職員提出書面、アンケート書面などの資料は理事会の配布資料とはしていなかった。

理事会が、正確な情報を得て客観的、多角的な検討をして適切な判断をするためには、必要かつ十分な判断材料が、理事会に提供されるべきである。

特に、今回のように校長候補者の選考をめぐって執行部と高校教職員との間で大きく意見が対立している状況があり、かつ、そのような状況下で選考委員会、常置委員会を経て候補者が決定され、理事会に選任議案が上程されたのであるから、その選考過程でどのような議論等が行われたかが分かる資料は、できるだけ理事会に提供されるべきであったといえる。

したがって、執行部が「任期満了に伴う鎮西学院高等学校校長の選任について」と題する書面以外の資料を理事会に提供しなかったことは、

不適切である。

ウ 2月の理事会における第1号議案の附帯意見について

(ア) E監事は、令和6年2月29日に開催された2月の理事会の同日付け意見書(校長選考過程に基づくもの)(添付資料5)において、執行部が、2月の理事会の第1号議案に附帯意見(以下「当該附帯意見」という。)を付けたことを問題視している。

(イ) まず、当該附帯意見が、理事会の決議された議案の内容を構成し、拘束力を有するかを検討するに、2月の理事会の第1号議案が上程された際、議長であるB理事長から、当該附帯意見は決議の対象となる議案には含まれないことが説明された上で採決がされていることから、当該附帯意見は、第1号議案の内容とはなっていない。

したがって、当該附帯意見は、議案の内容ではなく、理事会の決議としての拘束力は有しない。

(ウ) このように当該附帯意見は、拘束力を有しておらず、鎮西学院に影響を及ぼすものではないが、念のため、当該附帯意見を付した議案の提出方法の適否等についても検討する。

鎮西学院の寄附行為や理事会規程等には、理事会の議案に附帯意見を付けることに関する規程等はないが、一般的に、議案を提出する際に「附帯意見」を付すこと自体が禁止されるものではないと解される。

しかし、当該附帯意見には、「(略) 残任期間を務める校長の候補者選考にあたっては、今般の選考過程における執行部の意向を十分斟酌し、改めて決定することとする。」との内容が記載されている。

この内容からすると、現在の執行部が、将来の理事会に対し、校長選考に当たって、「執行部の意向を十分斟酌」しなければならないという条件を付しているかのような印象を与え得るものであり、事実上の拘束力を生じさせ得る内容となっていることは否定できない。

次の校長選考に当たっては、飽くまでも、その時の選考委員会、常置委員会及び理事会が、自由な判断のもと選考を行うべきである。

したがって、執行部が、当該附帯意見を付したことは、適切とはいえない。

(6) 結論

選考委員会（執行部）は、校長選考過程において、高校教職員の意見聴取等の手続を履践しているものの、選考に至る過程には、高校教職員に対する配慮の足りない面があった。選考理由について高校教職員に説明を行い、高校教職員の不安解消に努めたりするなどの対応を取ることが望ましかった。

また、12月の理事会における校長選考過程に関するA氏の説明及び執行部の資料提供については、理事会が正確な情報を得て、多角的な検討をして適切な判断をするために必要十分な情報を提供しておらず、不適切であった。

なお、執行部が当該附帯意見を付したことは適切ではないが、このことは何らかの影響を及ぼすものではない。

(7) 鎮西学院の取組に対する評価及び提言

鎮西学院は、監査報告書の指摘について、その後の理事会で結果的に高校教職員の意見を尊重した校長候補者を決定したため解決済みであるとの回答を行っている。

鎮西学院内において大きな意見の対立があった中で、最終的には高校教職員の意見を尊重して校長候補者を決定したものであり、一定の評価をし得る。

しかし、結果的に高校教職員の意見を尊重したことで問題が解決したというものではなく、前記の選考過程の問題点を踏まえ、校長等の候補者の選考においては、説明、不安解消などに努め、相互理解を深め、より良い選考方法の検討を行うべきである。

一方で、校長候補者の選考において、高校教職員の現場の意見が重要な要素の1つであることはもちろんであるが、校長選考規程上、高校教職員の同

意が必要というものではなく、かつ、高校教職員の意見を当然に尊重すべき、ひいては従うべきというものでもない。飽くまでも、学校法人のガバナンスの観点から、理事会が、正確な情報の提供を受けた上で、多角的な視点からの検討を行うという観点が重要であり、この点には注意が必要である。

多くの理事が指摘したところであるが、今回の校長候補者の選考をめぐる意見対立の根底には、執行部と高校教職員との間のコミュニケーション不足、法人本部及び大学教職員と高校教職員との間の対立、コミュニケーション不足があると思われる。

当委員会としては、今後の校長をはじめとした候補者の選考においては、提案者からの推薦理由等について丁寧な説明を前提とした上で、双方向型（アンケートのような一方向型ではない）の意見聴取の実施など、より相互理解を深める方策を検討することが、円滑な学院運営に資するのではないかと考える。

6 「7 学部長選挙における投票用紙へのナンバリング」について

(1) 監査報告書の指摘

監査報告書の前提となる令和6（2024）年2月29日付け「意見書（学部長選挙に関するもの）」（添付資料6）は、同年1月31日に開票された鎮西学院大学総合社会学部長選挙（以下「学部長選挙」という。）を実施するに当たり、同月25日頃投票者に配布された投票用紙に番号が書かれていたことが選挙の公正を著しく損なうものであり、無記名投票による選挙を定める規定の趣旨に反するなど指摘する。

また、監査報告書においては、同年3月28日に開催された3月の理事会におけるC事務局長の説明が、E監事の説明に意図的に答えておらず監査妨害の一例であること、本件ナンバリングは必要性、妥当性が認められず、学部長選挙に及ぼした影響は大きいといえること等の指摘をしている。

(2) 鎮西学院の意見

ア 監査報告書は、学部長選挙の方法が不適切であることは全てC事務局長の責任としているが、学部長選挙は、本来、教員組織で運営されるべきものであって、事務局は飽くまでも運営補助を行ってきたにすぎない。

イ 投票用紙のナンバリングは、平成25（2013）年度の第6回学部長選挙時から行っており、これまでに今回のような指摘はなされてこなかった。

ウ C事務局長が、E監事からの質問に意図的に回答していないとする点については、質問事項として認識していなかったために回答しなかったものであり、その後、E監事から改めての確認はなされていない。

(3) 事実認定等

当委員会は、関係者に対するヒアリングのほか、鎮西学院本部において、学部長選挙の投票用紙原本等の資料を直接確認するなどの調査を行った。

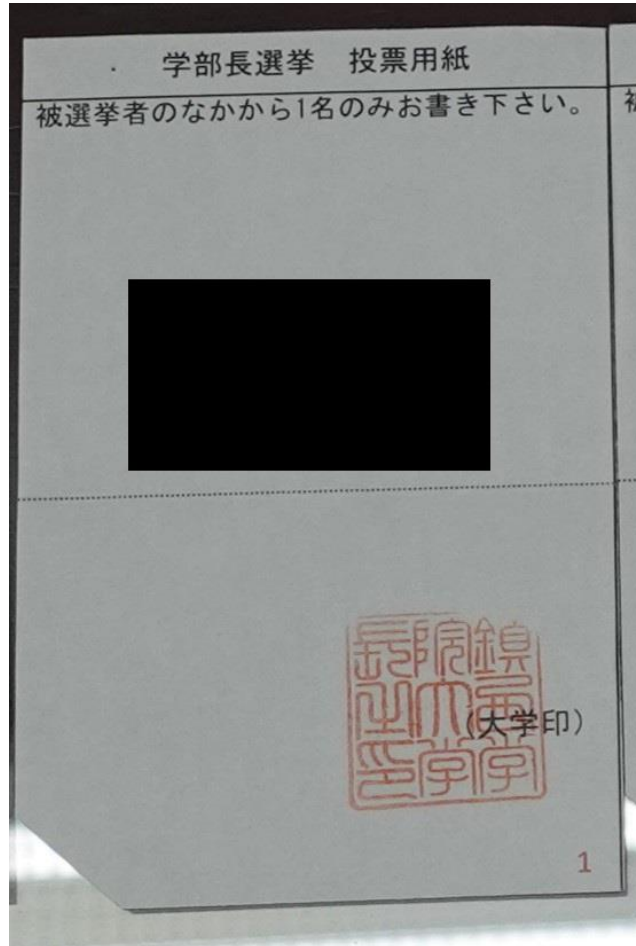
これらの調査の結果、認定した事実は、以下のとおりである。

ア 令和6（2024）年1月31日開票の学部長選挙の投票用紙について

(7) 令和6（2024）年1月31日開票の選挙（以下「令和6年選挙」という。）の投票用紙について、1回目の投票用紙の表面には「1」と投票の回数を示す同一の数字が印字されていた。

一方、投票用紙の左下部分の一部が切断されており、裏面にあったとされる手書きのナンバリングは確認できなかった。

以下の画像は、令和6年選挙1回目の投票用紙の一例である（当委員会において一部マスキング）。



- (イ) 2回目及び3回目の投票用紙には、「2」及び「3」と投票の回数を示す同一の数字が印字されていた。裏面には、何ら記載はなく、また、1回目の投票用紙と異なり、切り取られた部分はなかった。
- (ウ) 前記第1の5(4)記載のとおり、当委員会は、E監事より、投票用紙画像データの提供を受けた。

当委員会は、この投票用紙画像データにより、令和6年選挙の1回目投票用紙の裏面右下（上記画像の切り取られた部分）に、黒色の手書で番号の記載のあったことを確認した。

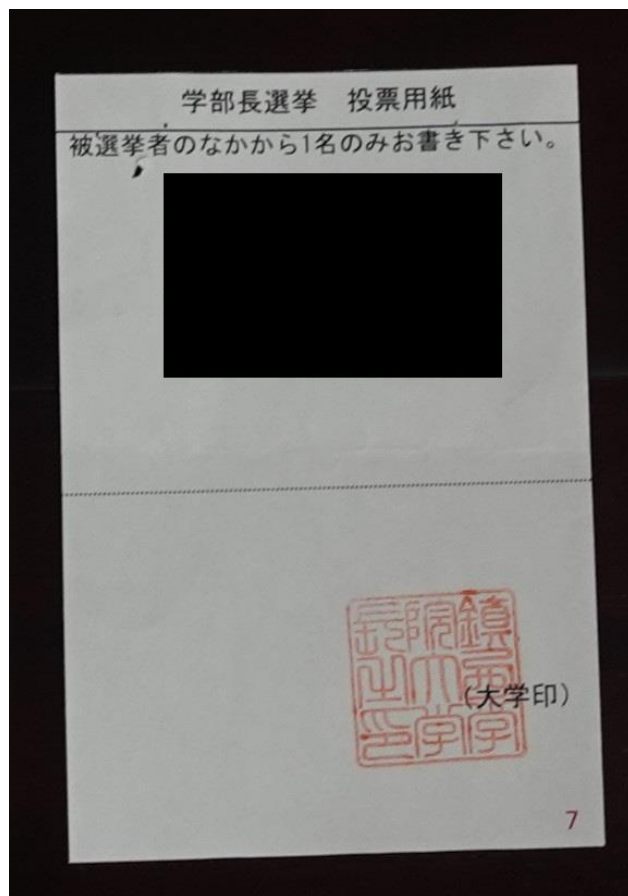
イ 令和6年選挙以前の投票用紙について

当委員会において、保存されていた過去の学部長選挙の投票用紙につい

ても調査したところ、平成26（2014）年1月22日開票の学部長選挙以降、表面にそれぞれ連続する数字（連番）のナンバリング（以下単に「ナンバリング」と記載するものは、連続する数字（連番）が記載されたものを指す。）がなされていた。

具体的には、平成26（2014）年1月22日開票のもの、平成27（2015）年12月24日開票のもの、平成30（2018）年1月24日開票のもの、平成31（2019）年1月31日開票のもの、令和3（2021）年1月26日開票のもののいずれの投票用紙にもナンバリングが行われていた（ただし、令和3（2021）年1月26日開票のものについては、1回目の投票用紙のみナンバリング）。

以下の画像は、その一例であり、右下の印字がナンバリングである（当委員会において一部マスキング）。



ウ 投票用紙のナンバリング等の経緯

(ア) 学部長選挙に関する事務については、総務課企画係に所属するQ氏が平成21（2009）年から担当している。

そして、平成26（2014）年1月22日開票の学部長選挙から、Q氏において、投票用紙にナンバリングをするようになった。

この点について、令和6（2024）年3月28日に開催された3月の理事会に提出されたC事務局長による『「意見書（学部長選挙に関するもの）令和6年2月29日』に基づく報告』（以下「C事務局長報告書」という。）は、当時、大学事務局長兼教育企画課長であり、Q氏の上司であったC事務局長の決定、指示によってナンバリングが行われるようになったとしている。

(イ) Q氏は、平成26（2014）年1月22日開票の学部長選挙からナンバリングを行うようになった理由について、当時は、特定の投票日に教員が参集して投票を行っていたところ、その場で投票する人が何名いるかを数えた上で、素早くその人数分の枚数の投票用紙を手にとって渡す際に便宜であったためである旨陳述した。

その後、投票方法は変更されたが、ナンバリング自体は継続して行われ、令和6年選挙の際にも、投票用紙の裏面の右下にボールペンで手書きする方法でナンバリングが行われた。

エ ナンバリングに関する指摘等について

令和6年選挙の投票期間中、ある教員からC事務局長に対し、投票用紙にナンバリングがなされている旨の指摘がされた。

これを受けて、C事務局長が、Q氏に確認したところ、Q氏は、C事務局長に対し、前記理由でナンバリングをしていることや令和6年選挙以前からナンバリングをしていることを説明するとともに、ナンバリングをしていない投票用紙の配り直しを提案したものの、投票用紙の配り直し等は行われず、令和6年選挙は、この投票用紙により開票がなされた。

令和6年選挙の1回目の投票においては、棄権者数が7であった。

オ C事務局長報告書について

令和6年2月29日に開催された2月の理事会において、E監事より、「意見書（学部長選挙に関するもの）」（添付資料6）が提出された。

これを受けて、同年3月28日に開催された3月の理事会において、C事務局長報告書を基に令和6年選挙のナンバリングについて説明が行われた。

C事務局長報告書には、令和6年選挙において、投票用紙にナンバリングを行った理由として、「規程上、1回目の開票結果によっては、2回目、3回目を実施する可能性があり、事前に投票用紙を3回準備しておかなけ

ればなりません。投票用紙の配布時、開票時、その選挙の議事録を作成する上で、どの回の投票用紙なのかを見分ける目的で、色付きで数字を記載していました。」などの記載がある。

カ 令和6年選挙1回目の投票用紙の切り取りについて

Q氏は、ある教員から「投票用紙にナンバリングがされていたので、その部分を切って投票した。」旨の申告を受けた。

実際、ナンバリング部分が切り取られた投票用紙が1枚あることを確認したQ氏は、切り取られた投票用紙が1枚のみ存在すると逆に当該投票用紙の投票者が特定されると考えた。

このため、Q氏は、投票者の特定を避ける目的で、令和6年選挙の終了後、全ての1回目の投票用紙のナンバリング部分を、同じように切り取った。

Q氏は、切り取る際、上司であるC事務局長やD課長に相談等はせず、独断で切り取った。

(4) 法令規程等

鎮西学院大学現代社会学部学部長選考規程（以下「学部長選考規程」という。）は、3条において、「学長は、次の各号の1に該当する場合、現代社会学部に所属する専任教授のうちから学部長を教授会において選挙により選出する。」と規定しており、学部長は、教授会の選挙によって選出することとされている。

また、学部長選考規程7条1項は、「選挙は、単記無記名投票により行い、選挙有資格者の3分の2以上の投票をもって成立する。」と規定している。

(5) 検討

ア 投票用紙のナンバリングについて

(ア) 前記のとおり、令和6年選挙において、投票用紙の裏面にナンバリングが行われた事実は認められる。

そして、学部長選考規程 7 条 1 項は、「選挙は、単記無記名投票により行い」と規定している。学部長という役職者を選出する選挙であるとの性質上、誰が誰に投票したかが分かってしまう場合、その後の人間関係等を考えるなどして、投票者が意中の者への投票を躊躇する可能性が生じ得る。このため、学部長選挙における投票の秘密を保障する趣旨で、このように規定されているものと解される。

その上で、投票用紙のナンバリングは、配布方法等によってはナンバリングによって投票用紙の記入者が誰かを特定することが可能となるため、投票者に、自らの投票内容が外部に漏れてしまうのではないかとの危惧を抱かせるものである。

よって、投票用紙のナンバリングは、単記無記名投票によって行うとされた学部長選考規程の趣旨に反することが明らかであり、著しく不適切といわざるを得ない。

- (イ) もっとも、投票用紙のナンバリングは、令和 6 年選挙が初めてではなく、同様のナンバリング自体は、10 年前の学部長選挙から継続して行われていた。にもかかわらず、令和 6 年選挙まで、投票者である教員らからクレーム等が寄せられたことはない。

また、実際に選挙事務を行い、投票用紙のナンバリングの作業を行っていた Q 氏によるナンバリングの理由に関する説明には一定の合理性が認められる。特に、長年にわたって継続して行われていた状況に鑑みると、ナンバリングは、事務手続の上で便宜であるとともに、教員らからクレーム等が寄せられることもなかったため、単にこれまでの選挙事務の方法が踏襲されていただけにすぎないとの事情がうかがえる。

さらに、当委員会は、関係者のヒアリングのほか、投票用紙原本及び学部長選挙に関して作成された各起案文書の調査など一連の調査を行ったが、Q 氏及び C 事務局長以下の事務局が、ナンバリングによって投票

者を特定しようとしていたことを示す証拠は、不見当であった。

よって、Q氏及びC事務局長以下の事務局が、ナンバリングによって、学部長選挙における投票の秘密を侵害しようとしていた事実は認められない。

- (ウ) また、学部長選挙の主体は、学部長選考規程にあるとおり、教授会である。

Q氏ら事務局は、選挙事務を担っていたにすぎない。

前記のとおり投票用紙のナンバリングは著しく不適切ではあるが、教授会が10年にわたってナンバリングを問題視することがなかったにもかかわらず、令和6年選挙になって一部の教員が突如として疑問を呈したという経緯も含め、不適切なナンバリングの責めを事務局にのみ問うことは適當ではないと考える。

- (エ) 次に、投票用紙のナンバリングによる学部長選挙に対する影響について検討するに、令和6年選挙の1回目の投票では、棄権者数が7であった。

選挙有資格者の総数が29名であることに鑑みると、7という棄権者数は少ない数ではない。また、学部長選挙におけるアンケート結果から、1回目の投票の棄権者の中に、投票用紙のナンバリングを理由に棄権した者が少なくとも複数名いたことがうかがえる。実際、投票用紙のナンバリングのなかった2回目及び3回目の投票においては、出席者27名全員が投票して棄権者がいなかったことにも鑑みれば、1回目の投票用紙のナンバリングが、学部長選挙に与えた影響が皆無であるとはいえない。

もっとも、投票用紙のナンバリング自体が長年にわたって継続的に行われており今回も同様の方法で行われたにすぎないこと、令和6年選挙においては投票者である教員らからナンバリングについての指摘はあつ

たものの選挙のやり直し等を求められたことはなかったこと、ナンバリングのない投票用紙を用いて2回目及び3回目の投票がなされた上で、新学部長が選出されたことなどに鑑みると、投票用紙のナンバリングが学部長選挙の選挙結果に及ぼした影響が大きいとまではいえない。

- (ウ) なお、令和6年選挙の1回目の投票用紙の一部をQ氏が切り取った点について、Q氏の説明内容などを総合的に検討すると、Q氏ら事務局が何らかの隠蔽の意図を持ってこれを行ったものとは認められない。

しかしながら、実際に学部長選挙で使用された投票用紙を保管する業務を担っている一職員が、上司らに何の相談もすることなく独断で保管している投票用紙の一部を切り取るといった行為に及んだことから、事務局の選挙事務の重要性に対する理解が不十分であることが看取できる。

- イ C事務局長の令和6（2024）年3月28日の理事会での説明について

- (ア) C事務局長は、前記理事会で配付資料とされたC事務局長報告書の中で、「2013年度に実施された第6回学部長選挙よりナンバリングを行っていた」旨を記載して報告している。

ヒアリングにおいてこの「ナンバリング」とは具体的に何を意味するのかを確認したところ、C事務局長は、投票用紙1枚1枚に連続した、異なった数字を記載することを意味する旨を説明した。

また、C事務局長報告書に引用された教授会でのやりとりをみると、R准教授が、「配られた投票用紙に番号が振られており、開票後に誰が誰に投票したのか分かってしまうような状況になっていた。ご説明いただきたい。」と述べたのに対し、C事務局長が「投票用紙に数字を振っていたのは、単なる事務作業上の便宜上のもので、これを以て特定の個人が紐付けされているわけではまったくない。そこは信頼していただきたい。」

と、連続した異なった数字（連番）を記載することを前提にしたと思われる回答をしている。

にもかかわらず、C 事務局長は、C 事務局長報告書のうち、「投票用紙にナンバリングを行った目的」として記載されている部分においては、連番についての説明はしておらず、何回目の投票かが分かるように印字されていた同一の数字（1 回目の投票用紙全てに印字されていた「1」、2 回目の投票用紙全てに印字されていた「2」、3 回目の投票用紙全てに印字されていた「3」）についての説明しかしていない。

このような齟齬の理由について、当委員会は、C 事務局長に説明を求めたが、合理的な回答はなされなかった。

以上を踏まえると、C 事務局長報告書に基づく 3 月の理事会での C 事務局長の説明には、不十分、不誠実な面があったことは否定できない。

この点で、C 事務局長は、E 監事の指摘した問題に答えていないと評価されても仕方のないものといえる。しかし、積極的に隠蔽等をしているとまでは評価できない上、監事は、かかる C 事務局長の回答に疑義があるのであれば、監査権をもって改めて C 事務局長ら関係者に対する聞き取りや、投票用紙の確認等の事実確認等を行い、監査業務を遂行することができる。

よって、C 事務局長の理事会に対する不十分な説明をもって、監査妨害に当たるとまでは評価できない。

(6) 結論

投票用紙のナンバリングは、投票者に、投票の秘密が守られていないのではないかとの疑念を抱かせるものであり、著しく不適切である。

しかしながら、ナンバリングが、事務局等によって令和 6 年選挙における投票者の投票行動を探知するために行ったものとは認定できない。また、学部長選挙の主体は教授会であること、その教授会が事務局による 10 年にわ

たる投票用紙のナンバリングを問題視することはなかったことなどを踏まえると、ナンバリングの責任が、事務局のみにあるとするのは妥当ではない。

また、C事務局長の理事会での説明は、不十分ではあるものの、これをもって監査妨害とまでは評価できない。

(7) 鎮西学院の取組に対する評価及び提言

執行部及び事務局は、投票用紙のナンバリングに重大な問題があることを是認した上で、今後は、投票用紙のナンバリングは行わないとしている。

また、鎮西学院では、今回の投票用紙のナンバリングを踏まえて、「学部長選挙におけるアンケート」を実施し、投票者である教員の意見等を確認している。

その上で、学部長選挙のあり方の見直しを、令和6年度の事業計画に明示し、鎮西学院大学に「学部長選挙のあり方検討委員会」を設置して、各学科より委員を選出し、検討を始めているとのことでもある。

当委員会としても、学部長選挙の主体が教授会、教員であることに鑑みて、教員らがより主体性を持って選挙のあり方を検討した上で、その検討結果に基づいて選挙を実施すべきと考えている。

この観点から、鎮西学院の取組は、評価できるものとする。

7 「8 法人事務局長の地位・権限等の問題」について

(1) 監査報告書の指摘

監査報告書は、①法人事務局長は、法人全般の事務を統括し、多くの理事選考にも関与するなど広範な権限を有するが、理事としての任期がなく、事務局長としての任期もないため、一旦選任されると定年までその地位に留まることが可能であり、その地位は強固である。そして、この強固な地位は自らの権限を利用して築いたものとみることができる。②法人事務局長の広範かつ強大な権限と強固な地位の形成を許していることが、監査報告書で挙げたような恣意的で不適切な事務処理を行うことを招いている。早急に権限の

分掌と任期の定めを設けることが検討されるべきと指摘している。

(2) 鎮西学院の意見

鎮西学院の意見は、以下のとおりである。

ア 監査報告書の指摘は、事務局長選考規程の制定に関わったC事務局長自身が意図的に行ったものであるとのことだが、全くの事実無根である。

イ 法人事務局長という役職に任期を設けないのは、一般的なこととして、事務局長選考規程案を検討した常置委員会の共通認識だったこと、理事としての任期を設けなかったことはそれ以前の寄附行為の規程をそのまま継承しており、事務局長選考規程の制定当時の理事会で、特段の議論はされていない。

なお、そのほかに、本件に関する調査は、当事者であるC事務局長にのみEメールで行われただけであると認識しており、十分な調査も行われないうまま、憶測により個人を攻撃するような内容を、公表を前提とする監査報告書に記載することは甚だ不適切な行為ではないか旨の意見も述べられているが、E監事の監査方法についての検討は、後記第4のとおりである。

(3) 法令規程等

ア 法人事務局長

(ア) 法人事務局長の理事としての地位・任期等

私立学校法31条1項5号では、理事の任期は寄附行為で定めるとされているが、理事の任期を直接定める規定はない。

なお、改正私立学校法では、理事の任期は寄附行為で定めるものとし、その期間は、4年以内とする規定が設けられた（改正法32条1項）。

寄附行為6条1項6号では、法人事務局長（鎮西学院事務局長・以下「法人事務局長」という。）は、理事とされている。

そして、寄附行為8条1項本文では、理事を含む役員の任期は3年と定められているが、同項但書きでは、法人事務局長は、鎮西学院学院長、

鎮西学院大学長、鎮西学院高等学校長、認定こども園鎮西学院幼稚園長らと共に、役員（理事）の任期は、適用除外となっている。

(イ) 法人事務局長の選考・選任、任期等

法人事務局長は、事務局長選考規程（平成31（2019）年4月1日施行）に基づき選考され、同7条により常置委員会で候補者と決定され、同8条により理事会で選任されるが、任期は定められていない（なお、事務局長選考規程3条には、選考委員会の設置は、事務局長の定年退職、事務局長の辞任を理事会が承認したとき、その他事務局長が欠員となったときと定められている。）。

他方で、鎮西学院長は、寄附行為16条3項で任期3年と定められ、鎮西学院大学長は学長選考規程9条で任期が4年と定められ、鎮西学院高等学校長及び認定こども園鎮西学院幼稚園長らは、鎮西学院高等学校長選考規程9条、鎮西学院幼稚園長選考規程9条で3年の任期が定められている。

(ウ) 法人事務局長の評議員としての地位・任期関係

法人事務局長は、寄附行為25条1項9号により評議員でもあり、同27条でその任期は3年と定められている。

イ 大学事務局長の地位

大学事務局長は、組織規程13条8項により、学長の指示を受けて、大学の事務を総括し、所属職員を監督すると定められている。

大学事務局長は、鎮西学院大学事務局長、鎮西学院高等学校事務長及び鎮西学院幼稚園事務長選考規程により選考され、同7条により常置委員会で候補者と決定され、同8条により理事会で選任される。

ウ 兼任

法人事務局長は、鎮西学院事務局長選考規程9条により、大学事務局長、高校事務長又は幼稚園事務長を兼務することができると定められている。

エ 組織

- (ア) 鎮西学院の組織（前記第2の1の組織図参照）としては、理事会、その下部組織として、学院運営協議会、常置委員会が置かれている。
- (イ) 学院本部、大学、高等学校、幼稚園が設置され、学院本部には、法人の事務並びに学院全般にわたる事務を統括するため、本部事務局が置かれている（鎮西学院組織規程2条）。
- (ウ) 本部事務局は、総務課、経理課、管財課、広報課で構成され（同9条1項）、所属長として事務局長が置かれ（同5条2項）、事務局長は、理事長及び学院長の指示を受けて、学校法人の事務及び学院全般の事務を統括し、本部事務局の所属職員を監督するものと定められている（同7条）。

なお、事務組織における分掌事項（組織規定6条）については、鎮西学院事務分掌規程において各課ごとに定められている。

- (エ) 大学には、事務局が置かれ、入試広報課、総務課、会計課、教務学生課、留学生センター、大村サテライトキャンパス事務局が置かれている（同13条1項）。

オ 各種委員会等（主なもの）

法人事務局長は、常勤理事として、学院運営協議会及び常置委員会の構成員になっており（学校法人鎮西学院運営協議会規程2条(1)、学校法人鎮西学院常置委員会規程2条(1)）、さらに、大学事務局長、高校事務長、幼稚園事務長の候補者を決定する常置委員会の構成員になっている（鎮西学院大学事務局長、鎮西学院高等学校事務長及び鎮西学院幼稚園事務長選考規程5条）。

そして、法人事務局長は、学院長、高校校長、幼稚園長選考において、候補者を決定する常置委員会の委員として選考に関与するが、選考委員会の構成員として関与することもある。

(4) 事実認定等

ア 法人事務局長選考規程の制定時の検討状況等

平成30（2018）年12月の評議員会において、鎮西学院事務局長（法人事務局長）選考規程の制定の同意がなされ、同日の理事会で、同規程の制定が承認された。

当該評議員会及び理事会の議事録を確認すると、評議委員会の議事録には、諮問事項第1号議案の寄附行為施行細則の一部改正とともに、鎮西学院学院長選考規程、鎮西学院高等学校校長選考規程、鎮西学院幼稚園園長選考規程、法人事務局長選考規程、鎮西学院大学事務局長、鎮西学院高等学校事務長及び鎮西学院幼稚園事務長選考規程が諮問され、これらの規程は、「常置委員会及び学院運営協議会で検討して作成した」こと、鎮西学院事務局長選考規程については、「任期は設けていないので、選考の時期としては定年退職・辞任・欠員の時となる。選考委員会は、事務局長を除く常勤理事で構成される。選任についての条文で、予め評議員会の意見を聴取することを規定している。兼務に関する条文で、学院事務局長は大学事務局長、高校事務長、又は幼稚園事務長を兼務することができるとしている。」旨の説明がされ、意見・質問の聴取がされた上で、評議委員会の同意がされた旨の記載がある。

同じく理事会においては、寄附行為施行細則の一部改正は理事会の承認を得た旨の記載がある。

このように議事録から、法人事務局長に任期を設けないことが明確に説明されていることが確認できるが、その際、法人事務局長の役職の任期について、また、法人事務局長の理事としての任期等についても、特段の質問、意見は出されていない。

イ E 監事とC事務局長との間の法人事務局長の選考規程制定に係る質問と回答のEメールやりとり等

E 監事と C 事務局長との間では、令和 6（2024）年 4 月 26 日から 5 月 16 日にかけて、E メールで（全理事及び監事に同送）、数回のやりとりがされている。

E 監事からは、理事の中で唯一事務局長に任期がない理由、過去の理事会等で審議あるいは協議されたか否か、事務局長の任期を設けることについてどのように考えるか、任期を設ける議案の上程予定はあるかなどの質問がされ、C 事務局長からは、定年退職の任期があること、法人事務局長選考規程は高校校長、幼稚園園長の選考規程と共に 2018 年度の理事会で制定され、その際に特に議論がなかったこと、常置委員会で校長から任期を設けることを検討することについて意見が出ていること、令和 7 年度施行の改正私立学校法への対応として、理事の選任、任期を見直す議案が上程予定であることなどが回答されている。

その後、E 監事からは、選考規程の議案資料の作成者が C 事務局長であったが、当時規定案を作成した際になぜ任期を設けなかったのかなどの質問がされ、C 事務局長からは、かかる質問についてこれ以上答えるべき立場にはないこと、規程そのものは理事会決議で作られており、事務局長の一存で作られたものではないなどの回答がされている。

最終的に、E 監事からは、C 事務局長に対し、「事務局長選考規程（案）に 3 年の任期を定めなかったことについて、理由の説明を拒絶したものとして扱わせていただきます」との通知がなされている。

ウ C 事務局長の職務等

C 事務局長は、平成 25 年（2013）年 4 月 1 日に大学事務局長に就任し、平成 30（2018）年 4 月 1 日から法人事務局長を務め、法人事務局長が大学事務局長を兼任している。

そして、学院運営協議会及び常置委員会の構成員になっているほか、令和 5（2023）年 11 月に行われた鎮西学院高校の校長選考では、理事

として選考委員にもなっている。

また、鎮西学院の現在の執行部（理事長、学院長及び事務局長）の中で唯一、学院内に常駐している。

(5) 検討

ア 役職の設置・任期（役職・理事）等

学校法人において、事務局長という地位（役職）を設け、任期を設けるのかどうか、その地位にどのような権限を与えるか、事務局長を理事とするのか、理事の任期をどう定めるか等は、基本的に自治の範囲内の事柄であり、学校法人が決定すべき事柄である。

イ 法人事務局長選考規程の制定過程

(ア) 鎮西学院には、法人事務局長の選考について法人事務局長選考規程が制定されているが、その制定の過程は、常置委員会及び学院運営協議会で検討された上で、評議員会で同意され、理事会で承認されており、制定過程に特段の問題は認められない。

(イ) 当委員会のヒアリングに対して、制定当時の評議員会、理事会に参加した理事の一人からは、「法人事務局長の任期については、校長と園長は文科省から指示があって任期が設けられたが、事務局長はそのような指示がなかったので任期を設けなかったただけであったと認識している。」旨の陳述があり、他の理事からは、「法人事務局長の任期又は理事としての任期について、特に意見や異論は出なかった。」旨の陳述があった。

(ウ) 監査報告書では、法人事務局長の強固な地位は自らの権限を利用して築いたものとみることができるなどと指摘がされている。

この点、前記のE監事とC事務局長とのEメールのやりとり（前記第3の7(4)イ）からは、E監事の質問に対してC事務局長が一定の回答をしているものの、他の事項に関するEメールのやりとりと同様に、質問と回答がかみ合っていないものなどがあったことが確認できる。

また、鎮西学院は、法人事務局長に役職の任期及び理事の任期がないことについて、「法人事務局長という役職に任期を設けないのは一般的なこととして、事務局長選考規程案を検討した常置委員会の共通認識だったこと、理事としての任期を設けなかったことは、それ以前の寄附行為の規程をそのまま継承した」などと説明をしているが、C事務局長は、E監事に対してはこのような説明をしていないことも確認できる。

しかし、E監事とC事務局長との前記Eメールのやりとりを踏まえても、C事務局長が法人事務局長選考規程の制定時に当該議案資料の作成者であったこと、C事務局長がE監事に対して当委員会にした説明と同内容の説明をしていないこと以外は、C事務局長が、自らの権限を利用してその地位を築いたという指摘を基礎づける具体的な事実は確認できない。

- (エ) また、法人事務局長選考規程は、評議員会及び理事会でも、法人事務局長には任期がないことが明示的に説明された上で、審議・承認等がされているのであって、このような審議経過からも、C事務局長が、自らの権限を利用して当該規程を制定し、地位や権限を築いたものとはいえない。

ウ 法人事務局長の地位・権限

- (ア) 規程上、法人事務局長は、事務局のトップであり、学長の指示を受けて、大学の事務を総括し、所属職員を監督する地位にあることから、大きな権限があることは明らかであり、その範囲も広い。

また、法人事務局長であるC事務局長は、大学事務局長を兼任しているため、より権限があり、その範囲は更に広がっている。

加えて、鎮西学院においては、現状、B理事長及び学院長兼学長のA氏が学院内に常駐しておらず、副院長も置かれていないことから、執行部内において法人事務局長の担う役割が大きくなっているといわざるを

得ない。

これらの点については、監査報告書の指摘するとおりである。

- (イ) 当委員会のヒアリングに対して、理事らからは、「事務局長に権限が集中しているとは思わないが、むしろ高校校長への権限集中の方が問題である。」との指摘、「任期がないのは宗教主事（役職）も同じである。」との指摘（ただし、理事の任期の適用はある）、「事務局長に任期を設けての交代は想定できない。」との指摘、「文科省との対応など、事務局長は、余人をもって代え難い。」との指摘などがあった。

一方で、理事らから、「事務局長が校長、園長選考などの人事に関わるのに辞めさせられるリスクがないことが問題である。」との指摘、「理事会の場で、B理事長やA氏が初めて話を聞いたという感じになる場面が多くあり、C事務局長への権限集中を感じる。」との指摘、「各種委員会の委員長人事が、委員の互選ではなくいつの間にか決まっている状況がある。」との指摘、「理事から、兼任で業務過多なら大学事務局長を別に置くよう意見が出ている。」との指摘、「C事務局長が、文科省の対応も全部一人で行っていると聞いており、チームを作って仕事をする仕組みがない。」との指摘、「C事務局長の意向が学院長に伝わって、命令として出てくると、みんなが言っている。」との指摘、「長たる者の人事は全て任期を設けるべきである。」との指摘、「学院運営においてC事務局長がいないと成り立たないのは事実であるが、権限があるので任期は設けた方が良い。」との指摘などもあった。

エ 監査報告書が指摘する権限・地位と不適切な事務処理等との関連性

監査報告書では、法人事務局長の広範かつ強大な権限と強固な地位の形成を許していることが、監査報告書で挙げたような恣意的で不適切な事務処理を招いていると指摘されている。

確かに監査報告書の指摘するとおり、C事務局長に事務局内の権限が集

中していること、執行部内においても担う役割が大きくなっていること、これまでに認定したとおり一定の不適切な事務処理があったことが認められるとともに、理事らの間でも、C事務局長に対しては様々な意見がある。

しかし、前記第3の3(6)のとおり、C事務局長が、その権限等を背景にD課長に本件録音データの削除を指示したなどといった事実は認定できず、上記不適切な事務処理と、法人事務局長の権限や地位とを、具体的かつ直接的に関連付けるような事実、根拠等は確認できない。

(6) 結論

法人事務局長に任期を設けるか否か、権限分掌をどうするかなどについては、学校法人の自治の範囲に属する事柄であり、現在の規程（寄附行為において役員の任期が適用除外になっていること、事務局長選考規程で事務局長の役職には定年退職や辞任以外の任期が設けられていないこと）が、それ自体として不適切であるとはいえない。

そして、監査報告書の指摘する、法人事務局長が自らの権限を利用して強固な地位を築いたこと、法人事務局長の権限や地位が不適切な事務処理を招いていることなどを基礎づける、具体的な事実関係は確認されなかった。

(7) 鎮西学院の取組に対する評価及び提言

ア 鎮西学院は、監査報告書の指摘を受け、以下の対応を検討中とのことである。

(ア) 法人事務局長の任期については、改正私立学校法の施行に伴う寄附行為の変更に伴い、令和6（2024）年度内に見直しを行う予定である。

寄附行為の変更では、理事の任期は全て4年に統一されるとともに、代表業務執行理事、業務執行理事を置くこととしており、法人事務局長は、業務執行理事の一人とする予定である。

(イ) C事務局長は、法人事務局長と大学事務局長とを兼務しており、業務

量や権限が許容できる範囲を超えていることは理事会でも指摘されていたため、現在、法人事務局長と大学事務局長とを分け、適切な役割分担と権限の委譲を行うよう、事務局体制の見直しを計画中である。

イ 前記のとおり、法人事務局長（役職）の任期、兼任、権限分掌等については飽くまでも自治の問題ではあるものの、当委員会としては、私立学校法の改正により役員の任期の規定が設けられること、事務局長選考規程の制定時に任期について特段の議論がなされていないこと、寄附行為において理事の任期が適用除外となっている他の理事には役職についての任期があること、ヒアリング結果でも複数の理事から事務局長への権限の集中についての意見又は指摘が寄せられていること等からすると、改めて理事会等の場で、議論・検討をすることが望ましいと考える。

また、これに限らず、改正私立学校法は多くの改正を伴うことから、各規定の整合性も含め、改めて抜本的な検討をすることが望まれる。

更に付言するに、私立学校法の改正趣旨である学校法人のガバナンス強化の観点も踏まえ、前記第3の1(7)イにおいて提言を行った学院長兼学長のA氏に今後どのような勤務を求めるのかという点も併せて議論することが望まれる。

8 「9 理事会の運営に関する問題等」について

(1) 監査報告書の指摘

監査報告書は、以下の内容を指摘する。

ア 理事会の議長であるB理事長は、令和6（2024）年2月29日に開催された2月の理事会の際、少なくとも10分は継続したA氏の人格否定発言等を制止せずに放置した。

同じく、同年3月28日に開催された3月の理事会の際、I最高顧問から発言を求められてこれを許し、その後、I最高顧問が約30分にわたり、審議事項や法人の運営に直接関係のない発言を行ったにもかかわらず、こ

れを制止せずに放置した。この I 最高顧問の発言中に、一部の理事が、時間の都合が理由と思われる退席をした。

このような理事長による理事会の議事運営のため、理事会における萎縮又は審議の敬遠が懸念され、また、審議に理事が加わるができなかったという支障が生じている。

イ I 最高顧問を理事に選任する議案が同年 5 月 24 日の理事会で審議される予定であるが、この審議において、B 理事長は、I 最高顧問が主要株主であり代表取締役を務める株式会社の取締役を務めていることについて情報を開示すべきである。

(2) 鎮西学院の意見

E 監事の指摘内容は、鎮西学院にとっての I 最高顧問の重要性を軽視したものである。

3 月の理事会冒頭での I 最高顧問のスピーチは、理事会の議事とは区別しており、そのことは理事会にも了承を得ている。

執行部としては、I 最高顧問について、鎮西学院の法人経営上、多額の寄附や無利子での融資を受けている最も重要なステークホルダーと位置付けており、卒業生でもある I 最高顧問が、母校である鎮西学院の現状についてスピーチの場を求められた場合、当然に尊重されてしかるべきと考えている。

なお、B 理事長が、I 最高顧問が代表取締役を務める株式会社の取締役を務めている件については、令和 6（2024）年 5 月 24 日の理事会において、B 理事長自ら情報開示済みである。

(3) 事実認定等

ア 令和 6（2024）年 2 月 29 日の理事会の A 氏の発言に対する対応

前記第 3 の 2(3)のとおり、一連の A 氏発言の存在は、2 月 29 日理事会録音データ等から認定できる。

そして、この一連の A 氏発言の間、B 理事長は、発言を続ける A 氏及び

E 監事に対して、

「すみません、もう時間もありますし、ここでは持ち帰って検討します。」

「A先生、これくらいでおさめましょう。」

「それを言うとお互いに言い合いっこになるから、もうこのへんでやめ
ましょう。何のメリットもないから。いいですか。検討はします。」

などの発言をしたことも、2月29日理事会録音データから認定できる。

イ 3月の理事会のI最高顧問の発言に対する対応

鎮西学院より提供を受けた3月の理事会の録音データなどから、以下の
事実が認定できる。

- (ア) B理事長が、理事会の冒頭で、「今日は、I最高顧問がお見えになって
ますので、何かメッセージを皆さんにあげたいということだったので、
ちょっとお時間いただきます。」と述べた上で、I最高顧問の発言が開始
された。

これに際し、I最高顧問が発言をすることに、異議や疑問を呈した理
事はいなかった。

- (イ) その後、約35分にわたってI最高顧問の発言が行われた。

内容は、鎮西学院の歴史、鎮西学院卒業生としての学院への思いのほ
か、J前理事長に対する批判、特にJ前理事長が鎮西学院への寄附金の
一部を自らが受け取ったのではないかという疑念などであった。ただ、
当委員会による理事からのヒアリングによると、I最高顧問は高齢であ
り、滑舌や話の流れなどから、発言の一部を聞き取れなかったり、意味
内容を全て理解できなかったりした理事も多かった。

このI最高顧問の発言中、B理事長がI最高顧問の発言を制止するこ
とはなかった。

他の理事からも、I最高顧問の発言を制止したり、議長に対して議事
の進行を求めたりする言動もなかった。

また、I 最高顧問の発言中、理事の一人が、時間の都合から退席した。

(ウ) 同年 5 月 24 日理事会の B 理事長の情報開示

I 最高顧問を理事に選任する議案の審議に先立ち、B 理事長が、I 最高顧問が主要株主であり代表取締役を務める株式会社の独立社外取締役を務めている旨を発言した。

その後の審議の結果、I 最高顧問の理事選任の議案は、否決された。

(4) 法令規程等

ア 寄附行為 18 条 3 項に「理事会は、理事長が招集する。」と規定され、さらに、同条 7 項において「理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。」と規定されている。

イ 私立学校法 37 条 7 項、8 項は、「役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになってはならない。」などと、役員に選任できない場合や、役員に選任できない者について規定している。

(5) 検討

ア 理事会における議長の役割について

(ア) 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する役割を持つ（寄附行為 18 条 2 項）。

このため、理事会においては、各理事が自由意思に基づき、自らの責任において自由闊達な議論がなされるべきである。

このような観点から、議長は、議事運営の役割を担うものの、理事を含む理事会出席者の発言を制止するなどすることには謙抑的であるべきである。

また、理事会での発言の責任は、飽くまでも発言者たる出席者が負うべきである。これを制止しなかったという消極的な理由で、議長が何らかの責任を負うことは、極めて例外的な場合に限られると考える。

具体的には、時間の関係上やむを得ない場合や刑法犯に当たると容易に判断できるような高い違法性が明白な言動、他の理事から発言の制止を求められ、かつ、その求めが客観的に妥当と思われる場合などが想定される。

- (イ) また、理事会は、理事の職務の執行を監督する役割等を持つ以上、そもそも議長以外の理事も、何らかの問題があると考えた場合には、直接発言者に対して注意をしたり、議長に対して注意を促したりすべきである。

監事も、「監事は、理事会、評議員会その他理事長が必要と認める学院内の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。」（監事監査規程10条）とされていることから、問題発言に対しては、監事も意見を述べることができる。

このような点から、議事運営に関する責任は、議長が、唯一かつ全面的な責任を負うものではないと解される。

- (ウ) 以上を踏まえて、以下、B理事長の議事運営が、このような例外的な場合に当たるか否かを検討する。

イ 2月の理事会及び3月の理事会の議事運営について

- (ア) まず、2月の理事会における一連のA氏発言は、前記第3の2において認定したとおり、極めて不当である。

ただし、この一連のA氏発言の責任は、一次的にはA氏本人が責任を負うべきものである。

併せて、一連のA氏発言によって、監査報告書の指摘するような理事会における萎縮等を生じさせた可能性のあることは、前記第3の2(4)(エ)において当委員会も認定するとおりである。しかし、かかる萎縮等は、飽くまでも一連のA氏発言に起因するものであり、B理事長の議事運営によるものとは評価できない。

また、前記のとおり、B理事長は、「A先生、これくらいでおさめましょう。」などと、A氏を制止しようとする発言も複数回しており、B理事長において、一連のA氏発言を完全に放置していたとはいえない。

このような点に鑑みると、2月の理事会におけるB理事長の議事運営が、前記の例外的な場合に当たるとは断じ難い。

(イ) 3月の理事会のI最高顧問の発言の対応についても同様である。

B理事長は、冒頭で理事らに対してI最高顧問から発言があることを伝えている。これに対し、理事らから異議や疑義は呈されておらず、事実上、I最高顧問の発言について出席した理事らから承認されたものと評価できる。

その後、約35分と相当程度の時間にわたってI最高顧問の発言が続き、かつ、発言には不適切と思われる内容も含まれていたようではある（なお、当委員会の調査対象はB理事長の議事運営の適否であり、I最高顧問の発言内容自体の適否や真偽は調査対象ではなく、厳密な判断は行わない。）が、高い違法性が明白な言動とまでは評価できない。

また、この発言中、B理事長が制止することはなかったが、これは出席した他の理事及び監事も同様であった。

なお、I最高顧問の発言中に時間の関係から退席した理事が一人いたことは事実であるが、午後2時05分に開始された評議員会が予定終了時間である午後3時00分を大幅に超えた午後4時20分まで長引き、その結果、理事会も、予定開始時間の午後3時00分を大幅に超えた午後4時35分に開始されたことが主たる原因であって、I最高顧問の発言のみがその原因ではない。

これらの点から、同日の理事会におけるB理事長の議事運営についても、B理事長が何らかの責任を負うべき前記例外的な場合に当たるとは認められない。

ただし、I 最高顧問が、鎮西学院の最大の功労者であるとはいえ、この時点で理事の立場は有していなかったこと、理事会の開始時間が大きく遅延していたことなどに鑑みると、B 理事長において、発言に先立ち、発言内容や発言時間等を I 最高顧問と打ち合わせておくなど、理事会がスムーズに進行できるようにする運営上の工夫をする余地はあったように思われる。

ウ B 理事長による情報開示について

I 最高顧問を理事に選任する議案の審議に当たって、B 理事長は、I 最高顧問が主要株主であって代表取締役を務める株式会社の取締役を務めていることの情報開示をすべきとの監査報告書の指摘について、この監査報告書の提出された令和 6（2024）年 5 月 20 日の後に開催された同月 24 日の理事会において、I 最高顧問の理事選任の議案の審理に当たり、B 理事長から情報開示された上で審議されており、問題はない。

なお付言するに、理事等への選任を審議する対象者に、役員の選任が制限される私立学校法 37 条 7 項、8 項に該当又は該当し得る者がいる場合などには、当然ながら積極的に情報を開示すべきである。

加えて、鎮西学院内のガバナンス強化を図るという観点や改正私立学校法において理事などと特別利害関係を有する者（一定の範囲の親族や使用人等）は理事となることができないと規定された趣旨等に鑑みると、理事に選任しようとする者との特別な関係性についての情報は、積極的に開示し、その情報を踏まえて理事会において理事の選任を審議することがより望ましいと思われる。

(6) 結論

B 理事長による 2 月の理事会及び 3 月の理事会の議事運営について、B 理事長に何らかの責任を認めることは困難である。

また、B 理事長が、I 最高顧問が代表取締役を務める会社の取締役である

ことについて、同年5月24日の理事会の審議において、B理事長から情報開示がなされている。

(7) 鎮西学院の取組に対する評価及び提言

鎮西学院においては、改正私立学校法の施行に伴い、内部統制システムの再構築が求められていることから、理事会運営のあり方も点検が必要となっており、寄附行為施行細則、理事会規程等の関係諸規程を本年度中に改正する予定であるとのことである。

かかる改正作業及びその検討に当たっては、これを機に、議長である理事長はもちろん他の理事も含めて、理事会が理事の職務の執行を監督する役割を持つことなど理事らの責務についての認識と意識を高めることが重要であると考えます。

第4 監査報告書提出に至るまでの監査について

- 1 鎮西学院は、E監事の一連の監査及び監査報告書の提出について、「執行部としては、E前監事が監査報告書への指摘事項を記載した目的は、A学院長・学長の解任とC事務局長の懲戒処分を目的としたものであり、2月臨時理事会におけるA学院長・学長の発言に対する私怨に基づくものであると考えます。」「E監事は一貫して、一連の指摘事項について、十分な事実確認・調査、事務局や関係者とのコミュニケーションを行うことなしに、一方的な評価・判断を下しています。」「監事という立場を利用して、公表が義務付けられている監査報告書において個人を糾弾することにより、当該役員のみならず、鎮西学院の社会的信用を損なわせようとしたと考えざるを得ません。」（鎮西学院意見書（添付資料2））と強く非難している。

以下、監査報告書提出に至るまでのE監事による一連の監査についても検討する。

- 2 E監事の立場について

- (1) E 監事は、平成 31（2019）年 4 月 1 日から鎮西学院の顧問弁護士の立場にあった。

その後、令和 3（2021）年 6 月 20 日に、鎮西学院の監事に就任した。

- (2) 寄附行為 7 条 2 項は、監事の選任に関して、「前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができるものを選任するものとする。」と規定されている。

文部科学省の改正私立学校法説明資料は、「顧問契約を結んでいる者を監事として選任することが私立学校法違反になるということか。」との質問に対し、「本規定は、監事としての職務以外に学校法人と顧問契約等を結ぶことにより報酬を得ている場合（例：会計監査人、アドバイザー契約等）、こうした者が監事に選任されることにより監査する立場と監査される立場が利益相反的な関係となる可能性があるため、それらを防止することができる者を選任することが適当との観点から追加されたものです。顧問契約を結んでいる者を監事として選任することが直ちに私立学校法違反になるものではありませんが、監事に期待される役割を踏まえて適切な者を選任することが必要です。」と回答している（改正私立学校法説明資料（令和元年 10 月 7 日（月）（10 月 3 日・10 月 10 日改訂）69 頁）。

よって、鎮西学院の顧問弁護士を選任することについて、直ちに寄附行為等に違反するものではない。

- (3) その後、鎮西学院は、令和 5（2023）年 12 月 22 日付けで、同月 31 日をもって、弁護士としての E 監事との法律顧問契約を解約する旨を通知した。

当委員会のヒアリングに対し、執行部は、この理由について、「令和 5（2023）年 12 月 15 日の理事会で紛糾した校長選任問題などの今後の対応等について、顧問弁護士に相談したかった。しかし、顧問弁護士でもある E 監事は、理事会において、監事として、まさにこれらの問題について意見を

述べるなどしていたため、顧問弁護士として相談することができなかった。

このため、顧問契約を解除することとした。」旨を陳述している。

3 E監事の監査の方法について

(1) このような中、E監事は、その次の令和6（2024）年2月29日に開催された2月の理事会において、執行部からの意見聴取や事前予告なしに2通の意見書（添付資料5、6）を理事会に提出し、理事らに説明を行った。

(2) その後、E監事の監査は、執行部及び事務局に対し、資料要求や質問をEメールで細かく繰り返す方法で行われた。E監事から、執行部及び事務局に対して、電話や面談による問合せ、学院内での資料確認等を行われていない。

一方で、執行部及び事務局からも、E監事に対して、面談等により積極的に説明を行うなどはしていない。

この間の前記第3の3(3)イ、ウ、エにもあるE監事と執行部及び事務局とのEメールのやりとりをみると、警戒感を強めた執行部及び事務局が、E監事に迅速かつ誠実な対応をしないことで、更にE監事の執行部及び事務局に対する不信感と要求が強まるという、相互に疑心暗鬼を高めていく悪循環に至った経過が看取できる。

(3) その結果、監査報告書が提出された。

監査報告書は、作成の日から5年間、学校法人の各事務所に備えて置き、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない書面である（私立学校法47条2項）。また、遅滞なくインターネットの利用による公表も義務づけられている文書である（寄附行為39条2号）。

監査報告書の記載内容が、執行部のみならず鎮西学院の教職員、生徒及び学生たちに与える影響は甚大である。

(4) 以上の経緯に鑑みると、監査報告書提出に至るまでに、監事と執行部及び事務局との間で、より円滑な監査方法、コミュニケーションがあってもよか

ったように思われる。

鎮西学院の監事監査規程には、「監査の実施にあたり、理事及び教職員に対して質問をし、事実の説明を受け、又は必要に応じて資料の提供を求めることができる。」（監事監査規程 7 条 2 項）と規定され、監事監査ガイドラインには「2 監査方法」として「理事及び職員の業務執行に関するヒアリング」、「部門長・職員及び学生・生徒・保護者等関係者へのヒアリング」と明記されており、監事がヒアリング等の監査手法をとることに何ら問題はない。

この点を踏まえると、監査報告書の「1 A 学長の勤務状況及び A 学長への給与等の支払について」の指摘事項に関して、E 監事が顧問弁護士として 4 年弱、監事としては 3 年にわたって鎮西学院に関わる中で、鎮西学院の就業規則や鎮西学院と A 氏の雇用契約の内容及び勤務状況等について知悉し、又は知悉すべき立場にあったこと、A 氏が学長に就任した時点で顧問弁護士であり、A 氏が学長に再任された時点で顧問弁護士かつ監事であったことなどに鑑みると、鎮西学院の意見の「この事案についての問い合わせは、本年 4 月 26 日に E 監事より C 事務局長あて E メール（「学院長及び学長の契約内容等について」）での関係資料のやり取り、5 月 20 日の監事監査時の C 事務局長との 10 分程度の質疑応答のみで、監査報告書が提出されるまで、問題の所在がどこにあるのか、明確にお伝えいただけませんでした。」、「これら、A 学院長・学長の就任・再任以降の勤務状況、雇用条件及び学内の補佐体制等について、E 前監事は当然に知っていたにもかかわらず、今回の監査報告書を除き、なんら指摘・注意喚起を行ったことはありません。」（添付資料 2）との強い不満を持つに至ったことについては、首肯できる側面もある。

- (5) 監査報告書は、E 監事において主に起案されたものであるところ、共に監査報告書を提出した F 監事も、当委員会のヒアリングに対し、「今から考えると、監査報告書で指摘することとは別の方法もあっただろうと思う。いったん事務局に提案などをした上で、その提案に対応しないとか、反発するよ

うなことがあった時に、監査報告書で指摘するという方法もあったように思う。」旨を陳述している。

- (6) さらに、当委員会のヒアリングに対し、複数の理事（外部理事を含む。かつ、執行部の理事は含まない。）は、「監査報告書を提出するまでのプロセスについて、そこまでしなければならないのか、事前に理事会などで議論をする場があってよかったのではないかと思った。2月の理事会から、E監事は攻撃的になったと感じた。」「監査報告書は、A氏を辞めさせることにターゲットを絞って出されている。鎮西学院としての監査になっていないのではないかと思う。」旨の疑問を呈している。

4 検討

Eメールによって、資料要求と質問等を細かく繰り返すE監事の監査方法は、それ自体が不適切ではないものの、相互に疑心暗鬼を高める悪循環を生んだ側面があったといわざるを得ない。執行部や事務局と面談して疑問点や資料などを直接確認するとともに、監事の問題意識、監査の意図等を伝えるなど、よりコミュニケーションを取りつつ円滑に監査を進める方法はあったように思われる。同時に、執行部や事務局の方からも積極的に監事にコミュニケーションを求め、説明等を行うべきであった。

併せて、監査報告書提出に当たり、指摘事項によっては、監査報告書での指摘の前に、執行部に対して問題提起をして改善を促し、これに対する執行部の対応が不十分であった場合に、その経過も含めて監査報告書で指摘するなどのプロセスを経てもよかったようにも思われる。

5 結論

以上から、監査報告書提出に至る経緯等に鑑みると、鎮西学院にとって、より良い監査方法もあったように思われる。

ただし、かかる事情は、監査報告書の指摘事項の適否とは別問題である。

前述した、当委員会の監査報告書の各指摘事項に対する判断に影響を与える

ものではないことを念のため付言する。

第5 最後に

鎮西学院においては、執行部と、執行部に反発する理事や教職員等という二極が存する。この点については、ヒアリングした関係者の多くが、一様に同様の認識を示した。

当委員会は、第三者の立場から、いずれの立場にも与することなく調査、判断をした。

その調査を通じて、相互不信、疑心暗鬼の高まりから、この二極間での対立が深刻な状況に至っているように感じている。

一方で、双方が、鎮西学院の現状や将来を憂える思いは同じであるとも感じている。

にもかかわらず、相互不信と対立が高まっている大きな原因は、双方のコミュニケーション不足、相互理解の不足に起因するものが大きいと考えている。

さらに、その要因として、理事長、学院長及び学長のいずれもが常駐していないこと、鎮西学院に以前から横たわる法人本部及び大学の教職員と、高校の教職員との対立や没交渉、事務局の人員不足など様々な要因が絡み合っていると推察している。

鎮西学院における最も重視すべきステークホルダーは、生徒、学生たちである。

双方が相克を乗り越えた上で、鎮西学院を明るい未来に導くという双方共通の目標に向かって、両者が、緊密なコミュニケーションと相互理解を深めて協同していくことを願っている。

以 上

【添付資料】

- 1 当委員会の開催日時及び内容等
- 2 令和6（2024）年11月8日付け「監査報告書の指摘事項等に対する意見書及び対応状況について」
- 3 同日付け「監査報告書における指摘事項への対応状況」
- 4 令和6（2024）年3月28日付け「報告書」（本文のみ）
- 5 令和6（2024）年2月29日付け「意見書（校長選考過程に基づくもの）」
- 6 同日付け「意見書（学部長選挙に関するもの）」

別紙

【一覧表】 ※肩書は、令和6（2024）年5月（監査報告書提出時）当時

A	鎮西学院学院長 鎮西学院大学学長
B	鎮西学院理事長
C	鎮西学院法人事務局長 鎮西学院大学事務局長
D	鎮西学院総務課長
E	鎮西学院監事（弁護士）
F	鎮西学院監事（税理士）
G	鎮西学院大学特任教授 鎮西学院高等学校次期校長候補者（令和5（2023）年12月15日理事会）
H	鎮西学院高等学校校長
I	鎮西学院最高顧問
J	鎮西学院前理事長
K	鎮西学院元課長
L	鎮西学院前課長
M	鎮西学院高等学校副校長
N	鎮西学院高等学校教員
O	鎮西学院高等学校教頭
P	鎮西学院理事
Q	鎮西学院事務職員
R	鎮西学院大学准教授